改正後

第15表（平成21年4月分以降用）

相続財産の種類別価額表（この表は、毎月末から翌月末までの期間に係りて記入します。）　F03535

（単位千円）

被相続人（氏名）

被相続人	住所		
	死亡年月日	被相続人	
土地等	宅地	①	
	田	②	
	畑	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
家屋等	家屋	⑦	
	構築物	⑧	
事業用財産	商品、製品、仕掛品、その他の棚卸資産	⑨	
	売掛金、貸付金、不渡手形、立替金、仮払金等	⑩	
	機械、器具、備品等	⑪	
	その他の財産	⑫	
	計	⑬	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	配当還元方式によるもの	⑭
		その他の方式によるもの	⑮
	国債及び地方債の株式及び出資		⑯
	株式及び出資		⑰
	貸付信託、投資信託、貸付信託の受益証券		⑱
	計		⑲
現金、預貯金等			⑳
家庭用財産			㉑
その他の財産	生命保険金等		㉒
	退職手当金等		㉓
	立木		㉔
	その他		㉕
	計		㉖
合計（⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕）			㉗
相続時精算課税適用財産の価額			㉘
不動産等の価額（㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜）			㉝
債務及び葬式費用に係る財産の価額			㉞
相続時精算課税による贈与財産の価額			㉟
債務	債務		㊱
	葬式費用		㊲
合計（㊱＋㊲）			㊳
差引純資産価額（㉝－㉞－㉟－㊳）（百万円未満切捨て）			㊴
純資産価額に加算される相続税額の2割相当額			㊵
課税価格（㊴＋㊵）（1,000円未満切捨て）			㊶ 000

○この申告書は鉛筆で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項には記入する必要がありません。

税務署整理欄　申告区分　年分　相続開始年月日　申告年月日　右肩番号　グループ区分

第15表（平成21.4）　（資4－20－16－1－A4横－）

改正前

第15表（平成16年分以降用）

相続財産の種類別価額表（この表は、毎月末から翌月末までの期間に係りて記入します。）　F03533

（単位千円）

被相続人（氏名）

被相続人	住所		
	死亡年月日	被相続人	
土地等	宅地	①	
	田	②	
	畑	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
家屋等	家屋	⑦	
	構築物	⑧	
事業用財産	商品、製品、仕掛品、その他の棚卸資産	⑨	
	売掛金、貸付金、不渡手形、立替金、仮払金等	⑩	
	機械、器具、備品等	⑪	
	その他の財産	⑫	
	計	⑬	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	配当還元方式によるもの	⑭
		その他の方式によるもの	⑮
	国債及び地方債の株式及び出資		⑯
	株式及び出資		⑰
	貸付信託、投資信託、貸付信託の受益証券		⑱
	計		⑲
現金、預貯金等			⑳
家庭用財産			㉑
その他の財産	生命保険金等		㉒
	退職手当金等		㉓
	立木		㉔
	その他		㉕
	計		㉖
合計（⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕）			㉗
相続時精算課税適用財産の価額			㉘
不動産等の価額（㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜）			㉝
債務及び葬式費用に係る財産の価額			㉞
相続時精算課税による贈与財産の価額			㉟
債務	債務		㊱
	葬式費用		㊲
合計（㊱＋㊲）			㊳
差引純資産価額（㉝－㉞－㉟－㊳）（百万円未満切捨て）			㊴
純資産価額に加算される相続税額の2割相当額			㊵
課税価格（㊴＋㊵）（1,000円未満切捨て）			㊶ 000

○この申告書は鉛筆で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項には記入する必要がありません。

税務署整理欄　申告区分　年分　相続開始年月日　申告年月日　右肩番号　グループ区分

第15表（平成16.3）　（資4－20－16－1－A4横－）

改　正　後

第15表（平成21年4月分以降用）

相続財産の種類別価額表（この表は、第1表から第14表までの表に基づいて記入します。）

（単位円）

区分	種類	番号	金額
不動産等			千億百十万千百十円
土地（土地の上に存する権利を含む。）	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
	⑥のうち特例適用農地等	農業投資価格による価額	⑦
		農業投資価格による価額	⑧
家屋、構築物		⑨	
機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩	
	船舶、車両、運搬具、生物	⑪	
売掛金		⑫	
有価証券	その他の有価証券	⑬	
	計	⑭	
特定同族会社の株式及び出資	純資産価額方式によるもの	⑮	
	その他の方式によるもの	⑯	
特定の株式及び出資	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰	
公債及び社債		⑱	
証券投資信託、貸付信託の受益証券		⑲	
計		⑳	
現金、預貯金等		㉑	
家庭用財産		㉒	
その他の財産	生命保険金等	㉓	
	退職手当金等	㉔	
	立木	㉕	
	その他	㉖	
	計	㉗	
合計（⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑫＋⑭＋⑰＋⑱＋⑲＋⑳＋㉑＋㉒＋㉗）		㉘	
相続時精算課税適用財産の価額		㉙	
不動産等の価額（㉘＋㉙）		㉚	
死亡から相続税の申告期限までに分割されていない財産の価額		㉛	
被相続人から相続開始前3年以内に贈与により取得した財産の価額		㉜	
債務及び葬式費用	債務	㉝	
	葬式費用	㉞	
	合計（㉝＋㉞）	㉟	
差引純資産価額（㉚＋㉛－㉜－㉟）（赤字のときは0）		㊱	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊲	
課税価格（㊱＋㊲）（1,000円未満切捨て）		㊳	000

被相続人

（氏名）

第15表（平成21年4月分以降用）

改　正　前

第15表（平成十六年分以降用）

相続財産の種類別価額表（この表は、第1表から第14表までの表に基づいて記入します。）

（単位円）

区分	種類	番号	金額
不動産等			千億百十万千百十円
土地（土地の上に存する権利を含む。）	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
	⑥のうち特例適用農地等	農業投資価格による価額	⑦
		農業投資価格による価額	⑧
家屋、構築物		⑨	
機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩	
	船舶、車両、運搬具、生物	⑪	
売掛金		⑫	
有価証券	その他の有価証券	⑬	
	計	⑭	
特定同族会社の株式及び出資	純資産価額方式によるもの	⑮	
	その他の方式によるもの	⑯	
特定の株式及び出資	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰	
公債及び社債		⑱	
証券投資信託、貸付信託の受益証券		⑲	
計		⑳	
現金、預貯金等		㉑	
家庭用財産		㉒	
その他の財産	生命保険金等	㉓	
	退職手当金等	㉔	
	立木	㉕	
	その他	㉖	
	計	㉗	
合計（⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑫＋⑭＋⑰＋⑱＋⑲＋⑳＋㉑＋㉒＋㉗）		㉘	
相続時精算課税適用財産の価額		㉙	
不動産等の価額（㉘＋㉙）		㉚	
死亡から相続税の申告期限までに分割されていない財産の価額		㉛	
被相続人から相続開始前3年以内に贈与により取得した財産の価額		㉜	
債務及び葬式費用	債務	㉝	
	葬式費用	㉞	
	合計（㉝＋㉞）	㉟	
差引純資産価額（㉚＋㉛－㉜－㉟）（赤字のときは0）		㊱	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊲	
課税価格（㊱＋㊲）（1,000円未満切捨て）		㊳	000

被相続人

（氏名）

改正後

相続財産の種類別価額表（続）（この表は、相続税の申告書を作成する場合に必ず作成します。）　FD3536

第15表（続）（平成21年4月分以降用）

（単位円）

被相続人

区分	種類	番号	（現在）	（死亡）
	被相続人			
土地等（土地の上に存する権利を含む。）	田	㊀		
	畑	㊁		
	宅地	㊂		
	山林	㊃		
	その他の土地	㊄		
	計	㊅		
借地権等（借地権の上に存する権利を含む。）	借地権	㊆		
	定期借地権等	㊇		
家屋、構築物		㊈		
事業用（商業、工業、農業、漁業、鉱業用）の動産	機械、器具、農具、漁具、その他の事業用動産	㊉		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物、畜産物、水産物	㊊		
	船舶	㊋		
	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権	㊌		
	計	㊍		
有価証券	株式等	㊎		
	公債及び社債	㊏		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㊐		
	計	㊑		
現金、預貯金等		㊒		
家庭用財産		㊓		
その他の財産	貴金属、宝石	㊔		
	書画骨董	㊕		
	立木	㊖		
	その他	㊗		
	計	㊘		
合計（㊀＋㊁＋㊂＋㊃＋㊄＋㊅＋㊆＋㊇＋㊈＋㊉＋㊊＋㊋＋㊌＋㊍＋㊎＋㊏＋㊐＋㊑＋㊒＋㊓＋㊔＋㊕＋㊖＋㊗＋㊘）		㊙		
相続時精算課税適用財産の価額		㊚		
不動産等の価額（㊀＋㊁＋㊂＋㊃＋㊄＋㊅＋㊆＋㊇＋㊈＋㊉＋㊊＋㊋＋㊌＋㊍）		㊛		
債務	葬式費用	㊜		
	債務	㊝		
	合計（㊜＋㊝）	㊞		
差引純資産価額（㊙＋㊚－㊞）（赤字のときは0）		㊟		
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊠		
課税価格（㊟＋㊠）（1,000円未満切捨て）		㊡	0 0 0	0 0 0

税務署整理欄　申告区分　年分　名称番号　申告年月日　グループ番号

第15表(続)　(平22.4)　(規4-20-14-2-A4縦)

改正前

相続財産の種類別価額表（続）（この表は、相続税の申告書を作成する場合に必ず作成します。）　FD3534

第15表（続）（平成十六年分以降用）

（単位円）

被相続人

区分	種類	番号	（現在）	（死亡）
	被相続人			
土地等（土地の上に存する権利を含む。）	田	㊀		
	畑	㊁		
	宅地	㊂		
	山林	㊃		
	その他の土地	㊄		
	計	㊅		
借地権等（借地権の上に存する権利を含む。）	借地権	㊆		
	定期借地権等	㊇		
家屋、構築物		㊈		
事業用（商業、工業、農業、漁業、鉱業用）の動産	機械、器具、農具、漁具、その他の事業用動産	㊉		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物、畜産物、水産物	㊊		
	船舶	㊋		
	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権	㊌		
	計	㊍		
有価証券	株式等	㊎		
	公債及び社債	㊏		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㊐		
	計	㊑		
現金、預貯金等		㊒		
家庭用財産		㊓		
その他の財産	貴金属、宝石	㊔		
	書画骨董	㊕		
	立木	㊖		
	その他	㊗		
	計	㊘		
合計（㊀＋㊁＋㊂＋㊃＋㊄＋㊅＋㊆＋㊇＋㊈＋㊉＋㊊＋㊋＋㊌＋㊍＋㊎＋㊏＋㊐＋㊑＋㊒＋㊓＋㊔＋㊕＋㊖＋㊗＋㊘）		㊙		
相続時精算課税適用財産の価額		㊚		
不動産等の価額（㊀＋㊁＋㊂＋㊃＋㊄＋㊅＋㊆＋㊇＋㊈＋㊉＋㊊＋㊋＋㊌＋㊍）		㊛		
債務	葬式費用	㊜		
	債務	㊝		
	合計（㊜＋㊝）	㊞		
差引純資産価額（㊙＋㊚－㊞）（赤字のときは0）		㊟		
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊠		
課税価格（㊟＋㊠）（1,000円未満切捨て）		㊡	0 0 0	0 0 0

税務署整理欄　申告区分　年分　名称番号　申告年月日　グループ番号

第15表(続)　(平20.3)　(規4-20-14-2-A4縦)

改　正　後

相続財産の種類別価額表（続）（この表は、第1号から第14号までの様式に準ずるものとします。）

第15表（続）（平成21年4月分以降用）

（単位円）

区分	種類	番号	（氏名）	被相続人（氏名）
営業用固定資産				
土地（土地の上に存する権利を含む。）	田	㊀		
	畑	㊁		
	宅地	㊂		
	山林	㊃		
	その他の土地	㊄		
	計	㊅		
家屋、構築物	通常の使用に耐えるもの	㊆		
	通常の使用に耐えないもの	㊇		
機械、器具及び備品		㊈		
有価証券	株式、出資、長期貸付金、その他の経営権関係資産	㊉		
	公債、社債、不動産、短期貸付金、貸倒れ	㊊		
	金銭債権	㊋		
	その他の財産	㊌		
	計	㊍		
有価証券	投資信託の収益分配金請求権	株式等譲渡方式による場合の株式譲渡益	㊎	
		その他の方式による場合の株式譲渡益	㊏	
	公債及び社債	㊐		
	金銭債権	㊑		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㊒		
	計	㊓		
現金、預貯金等		㊔		
家庭用財産		㊕		
その他の財産	生命保険金等	㊖		
	退職手当金等	㊗		
	立木	㊘		
	その他	㊙		
	計	㊚		
合計（㊀＋㊁＋㊂＋㊃＋㊄＋㊅＋㊆＋㊇＋㊈＋㊉＋㊊＋㊋＋㊌＋㊍＋㊎＋㊏＋㊐＋㊑＋㊒＋㊓＋㊔＋㊕＋㊖＋㊗＋㊘＋㊙＋㊚）		㊛		
相続時精算課税適用財産の価額		㊜		
不動産等の価額（㊛＋㊜）		㊝		
債務控除される葬式費用の金額		㊞		
債務控除される被相続人の債務で相続人の負担に属するもの		㊟		
債務控除される被相続人の公租公課で相続人の負担に属するもの		㊠		
債務控除される被相続人の公租公課で相続人の負担に属するもの		㊡		
債務	葬式費用	㊢		
	合計（㊞＋㊟）	㊣		
差引純資産価額（㊝－㊠）		㊤		
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊥		
課税価格（㊤＋㊥）（1,000円未満切捨て）		㊦		

第4－30－16－4－A4統一

改　正　前

相続財産の種類別価額表（続）（この表は、第1号から第14号までの様式に準ずるものとします。）

第15表（続）（平成十六年分以降用）

（単位円）

区分	種類	番号	（氏名）	被相続人（氏名）
営業用固定資産				
土地（土地の上に存する権利を含む。）	田	㊀		
	畑	㊁		
	宅地	㊂		
	山林	㊃		
	その他の土地	㊄		
	計	㊅		
家屋、構築物	通常の使用に耐えるもの	㊆		
	通常の使用に耐えないもの	㊇		
機械、器具及び備品		㊈		
有価証券	株式、出資、長期貸付金、その他の経営権関係資産	㊉		
	公債、社債、不動産、短期貸付金、貸倒れ	㊊		
	金銭債権	㊋		
	その他の財産	㊌		
	計	㊍		
有価証券	投資信託の収益分配金請求権	株式等譲渡方式による場合の株式譲渡益	㊎	
		その他の方式による場合の株式譲渡益	㊏	
	公債及び社債	㊐		
	金銭債権	㊑		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㊒		
	計	㊓		
現金、預貯金等		㊔		
家庭用財産		㊕		
その他の財産	生命保険金等	㊖		
	退職手当金等	㊗		
	立木	㊘		
	その他	㊙		
	計	㊚		
合計（㊀＋㊁＋㊂＋㊃＋㊄＋㊅＋㊆＋㊇＋㊈＋㊉＋㊊＋㊋＋㊌＋㊍＋㊎＋㊏＋㊐＋㊑＋㊒＋㊓＋㊔＋㊕＋㊖＋㊗＋㊘＋㊙＋㊚）		㊛		
相続時精算課税適用財産の価額		㊜		
不動産等の価額（㊛＋㊜）		㊝		
債務控除される葬式費用の金額		㊞		
債務控除される被相続人の債務で相続人の負担に属するもの		㊟		
債務控除される被相続人の公租公課で相続人の負担に属するもの		㊠		
債務	葬式費用	㊡		
	債務	㊢		
	合計（㊞＋㊟）	㊣		
差引純資産価額（㊝－㊠）		㊤		
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊥		
課税価格（㊤＋㊥）（1,000円未満切捨て）		㊦		

第4－30－16－4－A4統一

改　正　後

通信日付印年月日	確認印		番　号
年　月　日			

被相続人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

申告期限後３年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後３年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

１　分割されていない理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　分割の見込みの詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　適用を受けようとする特例等

(1)　配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の２第１項）

(2)　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
（租税特別措置法第69条の４第１項）

(3)　特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例
（租税特別措置法第69条の５第１項）

(4)　特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例
（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の５第１項）

（資４－21－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印年月日	確認印		番　号
年　月　日			

被相続人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

申告期限後３年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後３年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

１　分割されていない理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　分割の見込みの詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　適用を受けようとする特例等

(1)　配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の２第１項）

(2)　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
（租税特別措置法第69条の４第１項）

(3)　特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例
（租税特別措置法第69条の５第１項）

（資４－21－Ａ４統一）

改正後

□□□-□□□□

＿＿＿＿知＿＿＿＿号

住所又は
居所(法人)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は
名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、

・配偶者に対する相続税額の軽減
・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例
・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例

の適用を受けようとする遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請を 承認 / 却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　やむを得ない事由がなくなった日の翌日から4か月以内にその遺産が分割された結果、納めすぎの税金が生じた場合には、分割の日の翌日から4か月以内に更正の請求をして、納めすぎの税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。

（　）内のうち（　）税目

（資4－22－3－A4統一）

改正前

□□□-□□□□

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

住所又は
居所(法人)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は
名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、

・配偶者に対する相続税額の軽減
・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例

の適用を受けようとする遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請を 承認 / 却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　やむを得ない事由がなくなった日の翌日から4か月以内にその遺産が分割された結果、納め過ぎの税金が生じた場合には、分割の日の翌日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。

（　）内のうち（　）税目

（資4－22－3－A4統一）

改　正　後	改　正　前
遺産が未分割であることについてやむを得ない 事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書　（通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。	遺産が未分割であることについてやむを得ない 事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書　（通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後

遺産分割前の年月日	確認印		番号
年　月　日			

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

希望番号	

税務署受付印

年　月　日提出

〒

住所（居所）

税務署長殿

申請者　氏名　　㊞　電話

遺産の分割後、
- 相続者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- 特定事業用宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）
- 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項）

の適用を受けたいので、遺産が未分割であることについて、
- 相続税法施行令第4条の2第2項
- 租税特別措置法施行令第40条の2第11項又は第13項
- 租税特別措置法施行令第40条の2の2第8項又は第10項
- 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項又は第22項

に規定するやむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1　被相続人の住所・氏名　住所＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿

2　被相続人の相続開始の日　平成＿＿年＿＿月＿＿日

3　相続税の申告書を提出した日　平成＿＿年＿＿月＿＿日

4　遺産が未分割であることについてのやむを得ない事由

（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類
④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住所（居所）	氏名	続柄
	年	
	年	
	年	
	年	

○ 相続人等の代表者の指定　代表者の氏名＿＿＿＿＿＿

弁護士	印	電話番号	

（災4－22－1－A4縦一）

改正前

遺産分割前の年月日	確認印		番号
年　月　日			

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

希望番号	

税務署受付印

〒

住所（居所）

税務署長殿

申請者

年　月　日提出　　氏名＿＿＿＿＿＿　㊞　電話

遺産の分割後、
- 相続者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）

の適用を受けたいので、遺産が未分割であることについて、
- 相続税法施行令第4条の2第2項
- 租税特別措置法施行令第40条の2第12項又は第14項
- 租税特別措置法施行令第40条の2の2第16項又は第19項

に規定するやむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1　被相続人の住所・氏名

住所＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿

2　被相続人の相続開始の日　平成＿＿年＿＿月＿＿日

3　相続税の申告書を提出した日　平成＿＿年＿＿月＿＿日

4　遺産が未分割であることについてのやむを得ない事由

（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類
④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住所（居所）	氏名	続柄
	年	
	年	
	年	
	年	

○ 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名＿＿＿＿＿＿

税理士	印	電話番号	

（災4－22－1－A4縦一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後３年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の２の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の４の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の５の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の５の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が２人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名」欄に連署し申請してください。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

1　この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後３年を経過する日の翌日から２か月を経過する日までに提出してください。

このため、提出先の「＿＿＿＿税務署長」の空欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき｛　｝内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。

2　「４　遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。

3　「（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後３年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の２の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の４の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例又は③租税特別措置法第69条の５の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が２人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名」欄に連署し申請してください。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

1　この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後３年を経過する日の翌日から２か月を経過する日までに提出してください。

このため、提出先の「＿＿＿＿税務署長」の空欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき｛　｝内の該当しない方の文言及び条項を二重線で抹消してください。

2　「４　遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。

3　「（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない理由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

改正後

相続税の修正申告書

税務署長 殿

年 月 日提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

	各人の合計	財産を取得した人
フリガナ	(被相続人)	
氏名		様
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)
住所 (電話番号)		〒 (− −)
被相続人との続柄	職業	
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
整理番号		

第1表 (平成21年4月分以降用)

区分		㊀修正前の課税価格	㊁修正前の申告額	㊂修正する額 (㊀−㊁)	㊃修正前の課税価格	㊄修正前の申告額	㊅修正する額 (㊃−㊄)
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表㊀) ①	円	円	円	円	円	円
	債務控除額等(第11の2表1㊀) ②						
	葬式費用の金額 (第13表3㊀) ③						
	純資産価額(①+②−③) (赤字のときは0) ④						
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表2㊀) ⑤						
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て) ⑥	㊀ 000	㊁ 000	000	000	000	000
各人の税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額 ⑦	(人) ㊀ 0,000,000	(人) ㊁ 0,000,000	(人) 0,000,000	左の欄には、第2表の㊀欄の㊀の人数及び㊁の金額を記入します。		
	相続税の総額 ⑧	00	00	00	左の欄には、第2表の㊀欄の金額を記入します。		
	一般の場合 算出税額(第3表) ⑨	1.00	1.00				
	一般の場合 税額(第3表) ⑩	円	円	円	円	円	円
	相続時精算課税適用財産の税額控除額(第6表1㊀) ⑪	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、㊀、㊁欄の記入を行わず、この欄に第3表の税額の控除額を記入します。					
	相続税額の2割加算が行われる場合の税額(第3表) ⑫	円	円	円	円	円	円
各人の税額の計算	税額控除 贈与税額控除額(第5表1㊀) ⑬						
	配当控除額(第5表2㊀) ⑭						
	外国税額控除額(第6表1㊀) ⑮						
	税額控除 相次相続控除額(第7表2㊀) ⑯						
	税額控除 障害者控除額 (第7表3㊀) ⑰						
	税額控除 未成年者控除額 (第7表4㊀) ⑱						
	税額控除 外国税額控除額(第8表1㊀) ⑲						
	税額控除 計 ⑳						
	差引税額(⑫−⑳) (赤字のときは0) ㉑						
	相続時精算課税適用財産の税額(第11の2表3㊀) ㉒	00	00	00	00	00	00
	小計(㉑+㉒) (赤字のときは0)(千円未満切捨て) ㉓						
	農地等相続税納税猶予税額(第14表2㊀) ㉔	00	00	00	00	00	00
	相続税額の2割加算(第6表の2㊀) ㉕	00	00	00	00	00	00
	申告税額(㉓−㉔−㉕) 申告期限までに納付すべき税額 ㉖	00	00	00	00	00	00
	申告税額(㉓−㉔−㉕) 還付される税額 ㉗	△	△	00	△	△	00

(注) 税額が赤字となる場合は、各欄の記載にかぎり記してください。なお、この場合で、各欄の金額のうちに除き税の外国税額控除額(第11の2表3㊀)があるときの各欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署整理欄	申告		受付年月日		確認		

平成税理士の署名押印・電話番号

㊞

□税理士法第30条の書面提出有 □税理士法第33条の2の書面提出有

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

第6表の計算は第2表に入力するものとなりますが、

小規模宅地等の特例適用後

相続時精算課税適用財産

相続税の2割加算適用後

(第4−第4−1−A4版−)

相続第1表 (平20.4)

改正前

相続税の修正申告書

税務署長 殿

年 月 日提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

	各人の合計	財産を取得した人
フリガナ	(被相続人)	
氏名		様
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)
住所 (電話番号)		〒 (− −)
被相続人との続柄	職業	
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
整理番号		

第1表 (平成21年分以降用)

区分		㊀修正前の課税価格	㊁修正前の申告額	㊂修正する額 (㊀−㊁)	㊃修正前の課税価格	㊄修正前の申告額	㊅修正する額 (㊃−㊄)
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表㊀) ①	円	円	円	円	円	円
	債務控除額等(第11の2表1㊀) ②						
	葬式費用の金額 (第13表3㊀) ③						
	純資産価額(①+②−③) (赤字のときは0) ④						
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表2㊀) ⑤						
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て) ⑥	㊀ 000	㊁ 000	000	000	000	000
各人の税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額 ⑦	(人) ㊀ 0,000,000	(人) ㊁ 0,000,000	(人) 0,000,000	左の欄には、第2表の㊀欄の㊀の人数及び㊁の金額を記入します。		
	相続税の総額 ⑧	00	00	00	左の欄には、第2表の㊀欄の金額を記入します。		
	一般の場合 算出税額(第3表) ⑨	1.00	1.00				
	一般の場合 税額(第3表) ⑩	円	円	円	円	円	円
	相続時精算課税適用財産の税額控除額(第6表1㊀) ⑪	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、㊀、㊁欄の記入を行わず、この欄に第3表の税額の控除額を記入します。					
	相続税額の2割加算が行われる場合の税額(第3表) ⑫	円	円	円	円	円	円
各人の税額の計算	税額控除 贈与税額控除額(第5表1㊀) ⑬						
	配当控除額(第5表2㊀) ⑭						
	外国税額控除額(第6表1㊀) ⑮						
	税額控除 相次相続控除額(第7表2㊀) ⑯						
	税額控除 障害者控除額 (第7表3㊀) ⑰						
	税額控除 未成年者控除額 (第7表4㊀) ⑱						
	税額控除 外国税額控除額(第8表1㊀) ⑲						
	税額控除 計 ⑳						
	差引税額(⑫−⑳) (赤字のときは0) ㉑						
	相続時精算課税適用財産の税額(第11の2表3㊀) ㉒	00	00	00	00	00	00
	小計(㉑+㉒) (赤字のときは0)(千円未満切捨て) ㉓						
	農地等相続税納税猶予税額(第14表2㊀) ㉔	00	00	00	00	00	00
	相続税額の2割加算(第6表の2㊀) ㉕	00	00	00	00	00	00
	申告税額(㉓−㉔−㉕) 申告期限までに納付すべき税額 ㉖	00	00	00	00	00	00
	申告税額(㉓−㉔−㉕) 還付される税額 ㉗	△	△	00	△	△	00

(注) 税額が赤字となる場合は、各欄の記載にかぎり記してください。なお、この場合で、各欄の金額のうちに除き税の外国税額控除額(第11の2表3㊀)があるときの各欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署整理欄	申告		受付年月日		確認		

平成税理士の署名押印・電話番号

㊞

□税理士法第30条の書面提出有 □税理士法第33条の2の書面提出有

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

第6表の計算は第2表に入力するものとなりますが、

小規模宅地等の特例適用後

相続時精算課税適用財産

相続税の2割加算適用後

(第4−第4−1−A4版−)

相続第1表 (平20.4)

改正後

相続税の修正申告書（続）

第1表(続)（平成21年4月分以降用）

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

○フリガナは、必ず記入してください。

	財産を取得した人	財産を取得した人
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
生年月日	年 月 日（年齢 歳）	年 月 日（年齢 歳）
住所（電話番号）	〒 （ － － ）	〒 （ － － ）
被相続人との続柄	職業	職業
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
取得理由番号		

区分		㊀修正前の課税価格	㊁修正前の税額	㊂修正後の税額	㊃修正する税額（㊂－㊁）	㊀修正前の課税価格	㊁修正前の税額	㊂修正後の税額	㊃修正する税額（㊂－㊁）
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表㊀）	①	円	円	円	円	円	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1㊀）	②							
	債務及び葬式費用の金額（第11表㊁）	③							
	差引純財産額（①＋②－③）（赤字のときは0）	④							
	相続税の課税価格の合計額（第4表㊀）	⑤							
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額								
	相続税の総額	⑦							
	一般の場合 第2表㊀	⑧							
	一般の場合 算出税額（第2表㊁）	⑨	円	円	円	円	円	円	
	相続税額の2割加算の適用を受ける場合 算出税額（第3表㊁）	⑩	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに属業相続人がいる場合には、㊀、㊁の欄の記入を行わず、この欄に第3表の税額の合計を記入します。						
	算出税額の合計額（第4表㊁）	⑪	円	円	円	円	円	円	
各人の納付・還付税額の計算	税額控除 贈与税額控除（第4表㊂）	⑫							
	配当控除額（第3表㊃または㊄）	⑬							
	家庭用財産税額控除（第6表1㊀または㊁）	⑭							
	障害者控除額（第6表3㊀または㊁）	⑮							
	相次相続控除額（第7表㊀または㊁）	⑯							
	外国税額控除額（第8表1㊀）	⑰							
	計	⑱							
	差引税額（⑪－⑱）（赤字のときは0）	⑲							
	相続時精算課税適用財産の贈与税額控除額（第11の2表㊁）	⑳	00	00	00	00	00	00	
	小計（⑲－⑳）（赤字のときは100円未満切捨て）	㉑							
	農地等納税猶予税額（第5表㊀）	㉒	00	00	00	00	00	00	
	申告水産農業法人税額（第5表㊁）	㉓	00	00	00	00	00	00	
	申告税額（㉑－㉒－㉓）	納付すべき税額 ㉔	00	00	00	00	00	00	
		還付される税額 ㉕	△	△	00	△	△	00	

（注）㉑欄の金額が赤字となる場合は、㉑欄の左隣にムを付してください。なお、この場合で、㉒欄か㉓欄のうちに第11表の外国税額控除額（第11の2表㊁）があるときの各欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署整理欄	申告年月日	年 月 日	税務署名		整理簿		

改正前

相続税の修正申告書（続）

第1表(続)（平成21年4月分以降用）

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

○フリガナは、必ず記入してください。

	財産を取得した人	財産を取得した人
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
生年月日	年 月 日（年齢 歳）	年 月 日（年齢 歳）
住所（電話番号）	〒 （ － － ）	〒 （ － － ）
被相続人との続柄	職業	職業
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
取得理由番号		

区分		㊀修正前の課税価格	㊁修正前の税額	㊂修正後の税額	㊃修正する税額（㊂－㊁）	㊀修正前の課税価格	㊁修正前の税額	㊂修正後の税額	㊃修正する税額（㊂－㊁）
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表㊀）	①	円	円	円	円	円	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1㊀）	②							
	債務及び葬式費用の金額（第11表㊁）	③							
	差引純財産額（①－②－③）（赤字のときは0）	④							
	相続税の課税価格の合計額（第4表㊀）	⑤							
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額								
	相続税の総額	⑦							
	一般の場合 第2表㊀	⑧							
	一般の場合 算出税額（第2表㊁）	⑨	円	円	円	円	円	円	
	相続税額の2割加算の適用を受ける場合 算出税額（第3表㊁）	⑩	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに属業相続人がいる場合には、㊀、㊁の欄の記入を行わず、この欄に第3表の税額の合計を記入します。						
	算出税額の合計額（第4表㊂）	⑪	円	円	円	円	円	円	
各人の納付・還付税額の計算	税額控除 贈与税額控除（第4表㊃）	⑫							
	配当控除額（第3表㊄または㊅）	⑬							
	家庭用財産税額控除（第6表1㊀または㊁）	⑭							
	障害者控除額（第6表3㊀または㊁）	⑮							
	相次相続控除額（第7表㊀または㊁）	⑯							
	外国税額控除額（第8表1㊀）	⑰							
	計	⑱							
	差引税額（⑪－⑱）（赤字のときは0）	⑲							
	相続時精算課税適用財産の贈与税額控除額（第11の2表㊁）	⑳	00	00	00	00	00	00	
	小計（⑲－⑳）（赤字のときは100円未満切捨て）	㉑							
	農地等納税猶予税額（第5表㊀）	㉒	00	00	00	00	00	00	
	申告水産農業法人税額（第5表㊁）	㉓	00	00	00	00	00	00	
	申告税額（㉑－㉒－㉓）	納付すべき税額 ㉔	00	00	00	00	00	00	
		還付される税額 ㉕	△	△	00	△	△	00	

（注）㉑欄の金額が赤字となる場合は、㉑欄の左隣にムを付してください。なお、この場合で、㉒欄か㉓欄のうちに第11表の外国税額控除額（第11の2表㊁）があるときの各欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署整理欄	申告年月日	年 月 日	税務署名		整理簿		

改正後

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

農相続人

第3表・第8表2（修正申告用）（平成27年4月分以降用）

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額（第3表）

財産を取得した人の氏名		（各人の合計）					
区分		㊀修正前の課税額	㊁修正申告額	㊂修正する額（㊁−㊀）	㊃修正前の課税額	㊄修正申告額	㊅修正する額（㊄−㊃）
課税価格の計算 取得財産の価額 農業相続人（第12表㊀）	①	円	円	円	円	円	円
課税価格の計算 取得財産の価額 その他の人（第12表㊁）（第13表）	②						
課税価格の計算 債務及び葬式費用の金額（第1表㊂）	③						
課税価格の計算 純資産価額（①−②−③ 又は ㊀−㊁−㊂）（赤字のときは0）	④						
課税価格の計算 相続税法第19条の2第1項の規定による控除される特別控除額（第1表㊃）	⑤						
課税価格の計算 課税価格（④+⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	㊄ ,000	㊅ ,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額 相続税の総額（第2表㊀）	⑦	00	00	00			
各人の算出税額 あん分割合（各人の⑥／⑥）	⑧	1.00	1.00				
各人の算出税額 算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	円	円	円	円	円
農地等納税猶予の税額となる税額 農業相続人の納税猶予の基となる税額 相続税の総額の差額	⑩	00	00	00	この欄には，第1表の⑨欄の金額からこの表の⑨欄の金額を控除した金額を記入します。		
農地等納税猶予の税額となる税額 農業相続人の納税猶予の基となる税額 農業投資価格超過額（第12表㊁）	⑪	㊄	㊅	円		円	円
農地等納税猶予の税額となる税額 各人への納税猶予の税額（⑩×各人の⑧+⑪）	⑫						
各人の算出税額（⑨+⑫）	⑬						

（注）1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は，農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額㊀」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額（第8表2）（この表は，農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名							
区分		㊀修正前の課税額	㊁修正申告額	㊂修正する額（㊁−㊀）	㊃修正前の課税額	㊄修正申告額	㊅修正する額（㊄−㊃）
納税猶予の基となる税額（上の表の各農業相続人の⑩の金額）	①	円	円	円	円	円	円
相続税額の2割相当額が打切られる場合の税額控除額（第8表㊀×[illegible]）	②						
納税猶予税額の計算 相続税法第19条の2第1項の規定を適用した場合の税額（①+②の金額）	③						
納税猶予税額の計算 上の表の③の各農業相続人の算出税額	④						
納税猶予税額の計算 相続税額の2割相当額が打切られる場合の税額控除額（第8表㊁）	⑤						
納税猶予税額の計算 ④−（⑤+③）の金額（赤字のときは0）	⑥						
納税猶予税額（⑥+②−③）（100円未満切捨て，赤字のときは0）	⑦	00	00	00	00	00	00

（注）1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㊀」欄に転記します。なお，その人が，非上場株式等についての納税猶予の計算の適用を受ける場合は，修正申告書第8の3表の⑪又は⑫欄のその人の「農地等納税猶予税額㊁」欄に転記します。
2 ②欄の金額に記入する金額は，③欄の「（①+②−③）」の金額が①欄の②欄の金額を超える場合には，③欄の②欄の金額にとどめます。ただし，相続税法第19条の2第1項の規定を適用した場合の税額（期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。）の計算誤り又は税額の計算誤りがあった場合で，その誤りだけを修正するものであるときは，③欄の②欄の金額は，③欄の①欄の金額を超えることができます。

改正前

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び納税猶予税額の計算書

農相続人

第3表・第8表2（修正申告用）（平成十六年分以降用）

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額（第3表）

財産を取得した人の氏名		（各人の合計）					
区分		㊀修正前の課税額	㊁修正申告額	㊂修正する額（㊁−㊀）	㊃修正前の課税額	㊄修正申告額	㊅修正する額（㊄−㊃）
課税価格の計算 取得財産の価額 農業相続人（第12表㊀）	①	円	円	円	円	円	円
課税価格の計算 取得財産の価額 その他の人（第12表㊁）（第13表）	②						
課税価格の計算 債務及び葬式費用の金額（第1表㊂）	③						
課税価格の計算 純資産価額（①−②−③ 又は ㊀−㊁−㊂）（赤字のときは0）	④						
課税価格の計算 相続税法第19条の2第1項の規定による控除される特別控除額（第1表㊃）	⑤						
課税価格の計算 課税価格（④+⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	㊄ ,000	㊅ ,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額 相続税の総額（第2表㊀）	⑦	00	00	00			
各人の算出税額 あん分割合（各人の⑥／⑥）	⑧	1.00	1.00				
各人の算出税額 算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	円	円	円	円	円
農地等納税猶予の税額となる税額 農業相続人の納税猶予の基となる税額 相続税の総額の差額	⑩	00	00	00	この欄には，第1表の⑨欄の金額からこの表の⑨欄の金額を控除した金額を記入します。		
農地等納税猶予の税額となる税額 農業相続人の納税猶予の基となる税額 農業投資価格超過額（第12表㊁）	⑪	㊄	㊅	円		円	円
農地等納税猶予の税額となる税額 各人への納税猶予の税額（⑩×各人の⑧+⑪）	⑫						
各人の算出税額（⑨+⑫）	⑬						

（注）1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は，農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額㊀」欄に移記します。

2 納税猶予税額（第8表2）（この表は，農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名							
区分		㊀修正前の課税額	㊁修正申告額	㊂修正する額（㊁−㊀）	㊃修正前の課税額	㊄修正申告額	㊅修正する額（㊄−㊃）
納税猶予の基となる税額（上の表の各農業相続人の⑩の金額）	①	円	円	円	円	円	円
相続税額の2割相当額が打切られる場合の税額控除額（第8表㊀×[illegible]）	②						
納税猶予税額の計算 相続税法第19条の2第1項の規定を適用した場合の税額（①+②の金額）	③						
納税猶予税額の計算 上の表の③の各農業相続人の算出税額	④						
納税猶予税額の計算 相続税額の2割相当額が打切られる場合の税額控除額（第8表㊁）	⑤						
納税猶予税額の計算 ④−（⑤+③）の金額（赤字のときは0）	⑥						
納税猶予税額（⑥+②−③）（100円未満切捨て，赤字のときは0）	⑦	00	00	00	00	00	00

（注）1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「納税猶予税額㊀」欄に移記します。
2 ②欄の金額に記入する金額は，③欄の「（①+②−③）」の金額が①欄の②欄の金額を超える場合には，③欄の②欄の金額にとどめます。ただし，納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。）の計算誤り又は税額の計算誤りがあった場合で，その誤りだけを修正するものであるときは，③欄の②欄の金額は，③欄の①欄の金額を超えることができます。

改正後

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書（続）

被相続人

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額（第3表（続））

区分			㉑修正前の課税額	㉒修正申告額	㉓修正する額（㉒−㉑）	㉔修正前の課税額	㉕修正申告額	㉖修正する額（㉕−㉔）
財産を取得した人の氏名								
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人（第1表㉑）	①	円	円	円	円	円	円
		その他の人（第1表㉑−第1表㉑）	②						
	債務及び葬式費用の金額（第1表㉒）		③						
	純資産価額（①−②−③又は（①−③）（数字のときは0）		④						
	相続税額に加算される税等特例の適用財産価額（第1表㉓）		⑤						
	課税価格（④+⑤）（1,000円未満切捨て）		⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額	相続税の総額（第2表㉑）		⑦						
	あん分割合（各人の㉖/㉖）		⑧						
	算出税額（⑦×各人の⑧）		⑨	円	円	円	円	円	円
相続税額の計算	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額	⑩						
		農業投資価格相続税額（第1表㉔）	⑪	円	円	円	円	円	円
		農業投資価格相続税額（第1表㉔）（第2表㉑）	⑫						
	各人への納税猶予の基となる税額（⑩×⑪/⑫）		⑬						
	各人の算出税額（⑨−⑬）		⑭						

（注）1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑭欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額」欄に移記します。

2 農地等納税猶予税額（第8表2（続））（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

区分		㉑修正前の課税額	㉒修正申告額	㉓修正する額（㉒−㉑）	㉔修正前の課税額	㉕修正申告額	㉖修正する額（㉕−㉔）
農業相続人の氏名							
納税猶予の基となる税額（上の表の各農業相続人の⑬の金額）	①	円	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第8表1㉑）	②						
納税猶予税額の計算	税額控除額の計（第1表の各農業相続人の⑭+⑮の金額）	③					
	上の表の③の各農業相続人の算出税額	④					
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②の欄）	⑤					
	（③−④+⑤）の金額（数字のときは0）	⑥					
納税猶予税額（①+②−⑥）（100円未満切捨て、数字のときは0）		⑦	00	00	00	00	00	00

（注）1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額」欄に移記します。なお、その人が、申上税法第[illegible]についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第1表の[illegible]欄の金額をその人の「農地等納税猶予税額」欄に移記します。
2 ⑦欄の金額に記入する金額は、⑥欄の（①+②−⑥）の金額が②欄の金額を超える場合には、②欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の⑥欄の金額は、②欄の⑥欄の金額を超えることができます。

第3表（続）・第8表2（続）（修正申告用）（平成21年4月分以降用）

第3表（続）・第8表2（続）（平成24）

改正前

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び納税猶予税額の計算書（続）

被相続人

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額（第3表（続））

区分			㉑修正前の課税額	㉒修正申告額	㉓修正する額（㉒−㉑）	㉔修正前の課税額	㉕修正申告額	㉖修正する額（㉕−㉔）
財産を取得した人の氏名								
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人（第1表㉑）	①	円	円	円	円	円	円
		その他の人（第1表㉑−第1表㉑）	②						
	債務及び葬式費用の金額（第1表㉒）		③						
	純資産価額（①−②−③又は（①−③）（数字のときは0）		④						
	相続税額に加算される税等特例の適用財産価額（第1表㉓）		⑤						
	課税価格（④+⑤）（1,000円未満切捨て）		⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額	相続税の総額（第2表㉑）		⑦						
	あん分割合（各人の㉖/㉖）		⑧						
	算出税額（⑦×各人の⑧）		⑨	円	円	円	円	円	円
相続税額の計算	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額	⑩						
		農業投資価格相続税額（第1表㉔）	⑪	円	円	円	円	円	円
		農業投資価格相続税額（第1表㉔）（第2表㉑）	⑫						
	各人への納税猶予の基となる税額（⑩×⑪/⑫）		⑬						
	各人の算出税額（⑨−⑬）		⑭						

（注）1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑭欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額」欄に移記します。

2 納税猶予税額（第8表2（続））（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

区分		㉑修正前の課税額	㉒修正申告額	㉓修正する額（㉒−㉑）	㉔修正前の課税額	㉕修正申告額	㉖修正する額（㉕−㉔）
農業相続人の氏名							
納税猶予の基となる税額（上の表の各農業相続人の⑬の金額）	①	円	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第8表1㉑）	②						
納税猶予税額の計算	税額控除額の計（第1表の各農業相続人の⑭+⑮の金額）	③					
	上の表の③の各農業相続人の算出税額	④					
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②の欄）	⑤					
	（③−④+⑤）の金額（数字のときは0）	⑥					
納税猶予税額（①+②−⑥）（100円未満切捨て、数字のときは0）		⑦	00	00	00	00	00	00

（注）1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「納税猶予税額」欄に移記します。
2 ⑦欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の（①+②−⑥）の金額が②欄の⑥欄の金額を超える場合には、②欄の⑥欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の⑥欄の金額は、②欄の⑥欄の金額を超えることができます。

第3表（続）・第8表2（続）（修正申告用）（平成21年4月分以降用）

第3表（続）・第8表2（続）（平成24）

改　正　後

配偶者の税額軽減額の計算書（付表）

被相続人

この表は、被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。）により財産を取得した者（以下「納税義務者」といいます。）のうちに財産を隠ぺい又は仮装した者がいる場合に記入します。

第5表各欄の金額の計算

納税義務者のうちに財産を隠ぺい又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算

㊀ 第1表の「各人の合計」の㊁の金額（配偶者以外の者が財産を隠ぺい又は仮装した場合には第3表の「各人の合計」の㊁の金額）	㊁ 第1表の「各人の合計」の㊂の金額（配偶者以外の者が財産を隠ぺい又は仮装した場合には第3表の「各人の合計」の㊂の金額）	㊃ ㊀+㊁の金額	㊄ 第1表の「各人の合計」の㊃の金額のうち配偶者が隠ぺい又は仮装した財産の金額（配偶者以外の者が財産を隠ぺい又は仮装した場合には第3表の「各人の合計」の㊃の金額）	㊅ 第1表の「各人の合計」の㊄の金額のうち配偶者が仮装した債務及び葬式費用の金額
円	円	円	円	円
㊆ ㊃+㊄の金額と第1表の「各人の合計」の㊁の金額のいずれか少ない方の金額	㊇ 第1表の「各人の合計」の㊂の金額のうち配偶者が隠ぺい又は仮装した財産の金額	㊈ ㊆+㊇の金額	㊉ ㊈−㊅の金額（1,000円未満切捨て）	㊋ ㊉の金額に相当する相続税の総額
円	円	円	円 .000	円

（注）1　㊋欄の金額を第5表の㊀又は㊁欄に転記します。また、㊉欄の金額を第5表の㊂又は㊃欄に転記します。
2　㊋欄の金額は、㊉欄の金額を遺贈財産の分割割合とみなして計算した場合の相続税の税額を表します。
なお、㊉欄の金額については、第3表を参照作成して採録してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「配偶者の合計額」の計算

㊌ 第1表の配偶者の㊃の金額のうち相続税額が隠ぺい又は仮装した財産の金額	㊍ 第1表の配偶者の㊄の金額のうち相続税額が隠ぺい又は仮装した債務及び葬式費用の金額	㊎ 第1表の配偶者の㊅の金額と第1表の配偶者の㊆の金額のいずれか少ない方の金額	㊏ 第1表の配偶者の㊇の金額のうち相続税額が隠ぺい又は仮装した財産の金額	㊐ ㊌+㊍の金額	㊑ ㊏−㊐の金額（1,000円未満切捨て）
円	円	円	円	円	円 .000

（注）㊑欄の金額を第5表の「配偶者の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「第1表の㊁の金額」欄又は「第3表の㊁の金額」欄に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算

㊒ 第11表の配偶者の㊀の金額（分割割合の金額）	分割対象の財産から控除する債務及び葬式費用の金額			㊓ ㊒−㊔の金額（㊒のときは0）	㊕ 第1表の配偶者の㊂の金額（相続時精算課税適用財産の価額を加算する前の金額）
	㊖ 第1表の配偶者の㊁の金額（債務及び葬式費用の金額）	㊗ 第11表の配偶者の㊂の金額（未分割財産の金額）	㊘ ㊖+㊗の金額（㊒の金額が㊖の金額より大きいときは0）		
円	円	円	円	円	円
㊙ ㊕の金額のうち相続税義務者が隠ぺい又は仮装した財産の金額	㊚ ㊖の金額のうち相続税義務者が隠ぺい又は仮装した債務及び葬式費用の金額	㊛ ㊗+㊚の金額と㊙の金額のうちいずれか少ない方の金額	㊜ ㊗の金額のうち相続税義務者が隠ぺい又は仮装した財産の金額	㊝ ㊘+㊜の金額	㊞ ㊕+㊝−㊙の金額（1,000円未満の端数切捨て後の金額が0のときは0）
円	円	円	円	円	円

（注）㊞欄の金額を第5表の㊁又は㊂欄に転記します。

第5表の付表（平22.5）　　（平4−26−6−2−A4統一）

改　正　前

配偶者の税額軽減額の計算書（付表）

被相続人

この表は、被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。）により財産を取得した者（以下「納税義務者」といいます。）のうちに財産を隠ぺい又は仮装した者がいる場合に記入します。

第5表各欄の金額の計算

納税義務者のうちに財産を隠ぺい又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算

㊀ 第1表の「各人の合計」の㊁の金額（配偶者以外の者が財産を隠ぺい又は仮装した場合には第3表の「各人の合計」の㊁の金額）	㊁ 第1表の「各人の合計」の㊂の金額（配偶者以外の者が財産を隠ぺい又は仮装した場合には第3表の「各人の合計」の㊂の金額）	㊃ ㊀+㊁の金額	㊄ 第1表の「各人の合計」の㊃+㊄の金額のうち配偶者が隠ぺい又は仮装した財産の金額（配偶者以外の者が財産を隠ぺい又は仮装した場合には第3表の「各人の合計」の㊃+㊄の金額）	㊅ 第1表の「各人の合計」の㊄の金額のうち配偶者が仮装した債務及び葬式費用の金額
円	円	円	円	円
㊆ ㊃+㊄の金額と第1表の「各人の合計」の㊁の金額のいずれか少ない方の金額	㊇ 第1表の「各人の合計」の㊂の金額のうち配偶者が隠ぺい又は仮装した財産の金額	㊈ ㊆+㊇の金額	㊉ ㊈−㊅の金額（1,000円未満切捨て）	㊋ ㊉の金額に相当する相続税の総額
円	円	円	円 .000	円

（注）1　㊋欄の金額を第5表の㊀又は㊁欄に転記します。また、㊉欄の金額を第5表の㊂又は㊃欄に転記します。
2　㊋欄の金額は、㊉欄の金額を遺贈財産の分割割合とみなして計算した場合の相続税の税額を表します。
なお、㊉欄の金額については、第3表を参照作成して採録してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「配偶者の合計額」の計算

㊌ 第1表の配偶者の㊃の金額のうち相続税額が隠ぺい又は仮装した財産の金額	㊍ 第1表の配偶者の㊄の金額のうち相続税額が隠ぺい又は仮装した債務及び葬式費用の金額	㊎ ㊌+㊍の金額と第1表の配偶者の㊅の金額のいずれか少ない方の金額	㊏ 第1表の配偶者の㊇の金額のうち相続税額が隠ぺい又は仮装した財産の金額	㊐ ㊌+㊍の金額	㊑ ㊏−㊐の金額（1,000円未満切捨て）
円	円	円	円	円	円 .000

（注）㊑欄の金額を第5表の「配偶者の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「第1表の㊁の金額」欄又は「第3表の㊁の金額」欄に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算

㊒ 第11表の配偶者の㊀の金額（分割割合の金額）	分割対象の財産から控除する債務及び葬式費用の金額			㊓ ㊒−㊔の金額（㊒のときは0）	㊕ 第1表の配偶者の㊂の金額（相続時精算課税適用財産の価額を加算する前の金額）
	㊖ 第1表の配偶者の㊁の金額（債務及び葬式費用の金額）	㊗ 第11表の配偶者の㊂の金額（未分割財産の金額）	㊘ ㊖+㊗の金額（㊒の金額が㊖の金額より大きいときは0）		
円	円	円	円	円	円
㊙ ㊕の金額のうち相続税義務者が隠ぺい又は仮装した財産の金額	㊚ ㊖の金額のうち相続税義務者が隠ぺい又は仮装した債務及び葬式費用の金額	㊛ ㊗+㊚の金額と㊙の金額のうちいずれか少ない方の金額	㊜ ㊗の金額のうち相続税義務者が隠ぺい又は仮装した財産の金額	㊝ ㊘+㊜の金額	㊞ ㊕+㊝−㊙の金額（1,000円未満の端数切捨て後の金額が0のときは0）
円	円	円	円	円	円

（注）㊞欄の金額を第5表の㊁又は㊂欄に転記します。

第5表の付表（平22.5）　　（平4−26−6−2−A4統一）

第5表の付表（平成22年6月分以降用）

第5表の付表（平成22年6月分以降用）

※税務署処理欄

税務署整理欄	
年　分	
申告区分	年　月　日

改　正　後

株式等納税猶予税額の計算書

収税官吏	
株式等承継人（株式等納税猶予被相続人等・株式等納税猶予贈与者）	

第8の2表（修正申告用）（平成21年4月分以降用）

この計算書は、相続税の修正申告に当たって、株式等納税猶予被相続人等又は株式等納税猶予贈与者に該当する人が上場株式等についての株式等納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を有するために使用します。
（注）　株式等納税猶予被相続人等又は株式等納税猶予贈与者に該当する人を、以下この別表では「株式等承継人」と表記しています。

1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税価格総額」等の計算

区分	①株式等の課税価格	②修正申告前	③修正申告後（①−②）
⑩　この表等の株式等承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額	円	円	円
⑪　この表等の株式等承継人に係る課税価格等の特例適用の金額（修正申告書第1表のその人の⑩欄の金額）			
⑫　特定価額（⑩−⑪）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000	,000	,000
⑬　特定価額の20%に相当する金額（⑫×20%）（1,000円未満切捨て）	,000	,000	,000
⑭　この表等の株式等承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この表等の株式等承継人以外の者の修正申告書第1表の⑩欄（又は修正申告書第3表、第8の2の1の表の⑩）の金額の合計）	,000	,000	,000
⑮　法定相続分（第2表の⑩欄の金額）	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑯　特定価額に基づく課税遺産総額（⑬+⑭−⑮）	,000	,000	,000
⑰　特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑯+⑮−⑫）	,000	,000	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告前）

⑱ 特定相続人の氏名	⑲ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑳特定価額に係る取得金額（⑰×⑲）	㉑相続税の税率の基礎となる税額（第2表の「税率表」で計算します。）	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ㉒特定価額に係る取得金額（⑰×⑲）	㉓相続税の税率の基礎となる税額（第2表の「税率表」で計算します。）
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	㉔相続税の税額の合計額	00	㉕相続税の税額の合計額	00

（注）1　㉑欄の「相続税の税率の基礎となる税額」は、相続又は遺贈により財産を取得した者のうちに相続税額控除額が第2表の「表1」の適用による税額等についての特例適用予定の税額を受ける者がいる場合は、「修正申告書第3表・第8の2の1表の㉑欄」となります。
2　㉑及び㉕欄に第2表の「⑱法定相続人」の「氏名」欄及び「⑲法定相続人に係る法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2　株式等納税猶予税額の計算

区分	①株式等の課税価格	②修正前	③修正後（①−②）
㉖　「株式等承継人の修正申告書第1表の㉑（㉑+㉒−㉓）」の金額	円	円	円
㉗　特定価額に基づく株式等承継人の相続税額（「1の㉔×1の㉖／1の㉑」+㉕）			
㉘　特定価額に基づく相続税額の2割減額が行われる場合の減額金額（㉗×20%）			
a　（㉗+㉘）−「株式等承継人の修正申告書第1表の㉑」の金額（赤字の場合は0）			
㉙　特定価額の20%に相当する金額に基づく株式等承継人の相続税額（「1の㉔×1の㉕／1の㉑」+㉕）			
㉚　特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税額の2割減額が行われる場合の減額金額（㉙×20%）			
b　（㉙−㉚）−「株式等承継人の修正申告書第1表の㉑」の金額（赤字の場合は0）			
㉛　「株式等承継人の修正申告書第1表の㉑」に基づく税額控除（「その人の修正申告書第1表の㉑（又は㉑+㉒−㉓）」−a−b）（赤字の場合は0）			
㉜　（a+b−㉛）の金額（赤字の場合は0）			
㉝　特例適用株式等又は特例適用上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注1参照）			
イ　（会社名）　　に係る株式等納税猶予税額 ㉜×イの株式等に係る価額／1の㉑（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ　（会社名）　　に係る株式等納税猶予税額 ㉜×ロの株式等に係る価額／1の㉑（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ　（会社名）　　に係る株式等納税猶予税額 ㉜×ハの株式等に係る価額／1の㉑（100円未満切捨て）	00	00	00
㉞　株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ）（㉜を限度）	00	00	00

（注）1　㉝欄の「株式等の「修正申告書第1表の㉑」の金額について、株式等承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の㉑」の金額とします。
2　㉝欄の金額に記入する金額に、㉜欄の「a−b−㉛」の金額が㉜欄の金額を超える場合には、㉝欄の金額にとどめます（㉝及び㉞欄の金額も同様です。）。ただし、この特例の適用を受ける特例適用上場株式等又は特例適用上場株式等（相続の時において第8の2表の付表1及び付表2の「2　特例適用上場株式等の明細」欄に記載した特例適用上場株式等の明細）に記入した特例適用上場株式等又は特例適用上場株式等に係る株式等納税猶予税額（1の「2　特例適用上場株式等の明細」欄に記載した特例適用上場株式等の明細）の金額の合計額が、㉜欄の金額を超えることとなります。
3　㉝欄について、特例適用株式等又は特例適用上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、㉜欄の金額を㉝欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2　特例適用上場株式等の明細」の㉝欄及び第8の2表の付表3の「2　特例適用上場株式等の明細」の㉝欄の金額をいいます。ただし、会社が2社以上ある場合は、選択の順位に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し続けてください。
4　㉞欄の金額を相続税額の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額㉑」欄に転記します。なお、株式等承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、㉞欄の金額により、修正申告書第8の2表の㉞又は㉟欄の金額を株式等承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額㉑」欄に転記します。

税務署整理欄	入力		審査				

修正第8の2表（平22.4）　　㊫4−24−5−A4統一

改　正　前

（新規）

改　正　後

第8の3表（修正申告用）（平成31年4月分以降用）

農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整計算書

被相続人	
農業相続人	

この計算書は、相続税の修正申告において、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例と同法第70条の7の2第1項又は同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例を同時に適用する農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）が、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整の計算のために使用します。

1　調整前猶予税額等の明細

区　分	㊀修正前の計算額	㊁修正申告額	㊂移転する額（㊀－㊁）
㊀ この計算書の農業相続人の農地等納税猶予税額（その人の修正申告書第3表・第5表2の「2」の㊀欄の金額）	円 00	円 00	円 00
㊁ この計算書の農業相続人の特例株式等納税猶予税額（その人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の修正申告書第3の2表の「2」の㊀欄の金額）	00	00	00
㊂ 調整猶予税額（㊀＋㊁）	00	00	00
㊃ この計算書の農業相続人の納税猶予可能税額（その人の修正申告書第1表の㊃欄の金額）			

（注）1　㊂欄の金額が㊃欄の金額を超える場合（「㊂＞㊃」の場合）は、「2　農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。
2　㊂欄の金額が㊃欄の金額以下の場合（「㊂≦㊃」の場合）は、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整は不要ですので、上記㊂欄の金額を修正申告書第1表の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額」及び「株式等納税猶予税額」欄にそれぞれ記載します。

2　農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整

この欄は、上記1の㊂欄の金額が㊃欄の金額を超える場合（「㊂＞㊃」の場合）に使用します。
なお、上記1の㊂欄の金額が㊃欄の金額以下の場合（「㊂≦㊃」の場合）は記入を要しません（上記1の（注2）参照）。

区　分	㊄修正前の税額	㊅修正申告額	㊆移転する額（㊄－㊅）
㊄ 調整後の農地等納税猶予税額（㊂×㊃／㊂）（100円未満切捨て）	円 00	円 00	円 00
㊅ 調整後の株式等納税猶予税額（㊂－㊄）（100円未満切捨て）	00	00	00

（注）㊄及び㊅欄の金額を修正申告書第1表の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額」及び「株式等納税猶予税額」欄にそれぞれ記載します。

改　正　前

（新規）

改　正　後

第11・11の2表の付表2の1・2の2（修正申告用）（平成22年4月分以降用）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細

被相続人	

1　小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号	所在場所	㊀ 取得者が所有する面積	㊁ 取得者の持分に応ずる面積	㊂ 特例の適用を受ける取得者の氏名	㊃ ㊀のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	㊄ 課税価格の計算に当たって減額される金額	㊅ 相続税に及ぼす効果（㊄−㊁）
		m²		円		m²	円	円

（注）1　「㊄　課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、下記3によります。
2　㊅欄の金額を第11表の「財産の明細」の「備考」欄に転記します。

2　限度面積要件の判定

上記「1　小規模宅地等の明細」の「㊀　㊀のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「（下記3の㊀、㊁の面積の合計）」、「（下記3の㊂の面積の合計）」、「（下記3の㊃の面積の合計）」及び「（合計）」の各欄を記入することにより判定します。

（下記3の㊀、㊁の面積の合計）　（下記3の㊂の面積の合計）　（下記3の㊃の面積の合計）　（合　計）

［　　m²］＋［　　m²］×$\frac{5}{3}$＋［　　m²］×2＝［　　m²］　≦400m²

3　「㊄　課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

上記「1　小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等（上記2の限度面積要件を満たすものに限ります。）についての「㊄　課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

（上記「1　小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。）

区分	小規模宅地等の種類	㊆ 宅地等の番号	㊇ 特例の適用を受ける取得者の氏名	㊈ その宅地等における持分割合の直前の事業	㊉ 小規模宅地等の面積	㊊ 小規模宅地等の価額 ［㊄×$\frac{㊀}{㊁}$］	㊋ 割合	㊌ 小規模宅地等について減額される金額（㊉×㊋）
					m²	円		円
被相続人等の事業用宅地等	㊍ 特定事業用宅地等						80/100	
	㊎ 特定同族会社株式等							
	㊏ 貸付事業用宅地等						50/100	
被相続人等の居住用宅地等	㊐ 特定居住用宅地等						80/100	

（注）1　㊆欄には、それぞれの宅地等の区分に応ずる上記「1　小規模宅地等の明細」の「㊀　㊀のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。
2　㊈欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、貸付・貸家小売、貸地小売、貸家のように具体的に記入します。

第第11・11の2表の付表2の1・2の2（平22.4）　（資4−24−7−A4統一）

改　正　前

（新規）

改正後

相続財産の種類別価額表

（この表は、第11表から第14表までの明細に基づいて記入します。）

被相続人

第15表（修正申告用）（平成23年4月分以降用）

種類	細目	番号	氏名 / 法人の名称					
土地（土地の上に存する権利を含みます。）	田	①	円	円	円	円	円	円
	畑	②						
	宅地	③						
	山林	④						
	その他の土地	⑤						
	計	⑥						
	小規模宅地等の特例適用地等	特定居住用宅地等	⑦					
		選定居住用宅地等による減額	⑧					
家屋、構築物		⑨						
事業（農業）用財産	機械、器具、農具、船舶、その他の減価償却資産	⑩						
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪						
	電話加入権	⑫						
	その他の財産	⑬						
	計	⑭						
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	配当還元方式によったもの	⑮					
		その他の方式によったもの	⑯					
	公債及び社債、投資信託の株式及び出資		⑰					
	公債及び社債		⑱					
	証券投資信託、貸付信託の受益証券		⑲					
	計		⑳					
現金、預貯金等			㉑					
家庭用財産			㉒					
その他の財産	生命保険金等		㉓					
	退職手当金等		㉔					
	立木		㉕					
	その他		㉖					
	計		㉗					
合計（⑥＋⑭＋⑳＋㉑＋㉒＋㉗）			㉘					
相続時精算課税適用財産の価額			㉙					
不動産等の価額（㉘＋㉙）			㉚					
配偶者の税額軽減の適用を受ける財産の価額			㉛					
小規模宅地等の特例適用による減額			㉜					
差し引き価額（㉚－㉛－㉜）			㉝					
債務葬式費用	債務		㉞					
	葬式費用		㉟					
	合計（㉞＋㉟）		㊱					
差引純資産価額（㉝－㊱）（赤字のときは0）			㊲					
純資産価額に加算される相続時精算課税適用財産の価額			㊳					
課税価格（㊲＋㊳）（1,000円未満切捨て）			㊴	000	000	000	000	000	000

修正第15表（平22.4）

（資4－20－16－A4縦－1）

改正前

相続財産の種類別価額表

（この表は、第11表から第14表までの明細に基づいて記入します。）

被相続人

第15表（平成十六年分以降用）

種類	細目	番号	氏名 / 法人の名称					
土地（土地の上に存する権利を含みます。）	田	①	円	円	円	円	円	円
	畑	②						
	宅地	③						
	山林	④						
	その他の土地	⑤						
	計	⑥						
	小規模宅地等の特例適用地等	特定居住用宅地等	⑦					
		選定居住用宅地等による減額	⑧					
家屋、構築物		⑨						
事業（農業）用財産	機械、器具、農具、船舶、その他の減価償却資産	⑩						
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪						
	電話加入権	⑫						
	その他の財産	⑬						
	計	⑭						
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	配当還元方式によったもの	⑮					
		その他の方式によったもの	⑯					
	国債及び地方債の株式及び出資		⑰					
	公債及び社債		⑱					
	証券投資信託、貸付信託の受益証券		⑲					
	計		⑳					
現金、預貯金等			㉑					
家庭用財産			㉒					
その他の財産	生命保険金等		㉓					
	退職手当金等		㉔					
	立木		㉕					
	その他		㉖					
	計		㉗					
合計（⑥＋⑭＋⑳＋㉑＋㉒＋㉗）			㉘					
相続時精算課税適用財産の価額			㉙					
不動産等の価額（㉘＋㉙）			㉚					
配偶者の税額軽減の適用を受ける財産の価額			㉛					
小規模宅地等の特例適用による減額			㉜					
差し引き価額（㉚－㉛－㉜）			㉝					
債務葬式費用	債務		㉞					
	葬式費用		㉟					
	合計（㉞＋㉟）		㊱					
差引純資産価額（㉝－㊱）（赤字のときは0）			㊲					
純資産価額に加算される相続時精算課税適用財産の価額			㊳					
課税価格（㊲＋㊳）（1,000円未満切捨て）			㊴	000	000	000	000	000	000

第15表（平20.5）

（資4－20－16－A4縦－2）

改正後

定期金に関する権利の評価明細書

被相続人氏名	

（平成二十二年度改正法適用分）

定期金又は契約の名称		
定期金の給付者	氏名又は名称	住所又は所在地
定期金に関する権利を取得した者		
定期金給付契約に関する権利の取得年月日	平成　年　月　日	

1　定期金の給付事由が発生しているもの

(1) 有期定期金	①契約返戻金の金額	②一時金の金額	③の金額	評価額（①又は②のいずれか多い金額）
	① 円	② 円	③ 円	④ 円
	⑤の計算 定期金給付契約に基づく定期金の給付が終了する年月日	平成　年　月　日		
	1年当たりの平均額	予定利率	給付期間の年数	複利年金現価率	⑥×⑦の金額
	⑥ 円	⑦ %	⑧ 年	⑨	⑩ 円
(2) 終身定期金	①契約返戻金の金額	②一時金の金額	③の金額	評価額（①又は②のいずれか多い金額）
	① 円	② 円	③ 円	④ 円
	⑤の計算	1年当たりの平均額	予定利率	余命年数に対応する率
	⑥ 円	⑦ %	⑧ 年	⑨
				⑥×⑨の金額
				⑩ 円
(3) 有期定期金	①契約返戻金の金額	②一時金の金額	③の金額	評価額（①、②又は③のいずれか多い金額）
	① 円	② 円	③ 円	④ 円
	⑤の計算 定期金給付契約の目的とされた者の生年月日及び性別	年　月　日（男・女）		
	1年当たりの平均額	予定利率	余命年数	複利年金現価率	⑥×⑨の金額
	⑥ 円	⑦ %	⑧ 年	⑨	⑩ 円
(4) 被相続人に対し、一定期間、かつ、定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付する契約に基づくもの	①の金額	②の金額	評価額（①又は②のいずれか少ない金額）
	① 円	② 円	③ 円
(5) 定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときは相続人又は遺族等に定期金を給付する契約に基づくもの	①の金額	②の金額	評価額（①又は②のいずれか多い金額）
	① 円	② 円	③ 円

2　定期金の給付事由が発生していないもの

(1) 被相続人が掛金等を支払う要のない場合	定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始年月日	昭和・平成　年　月　日					
	イ 掛金又は保険料が一括に払い込まれた場合	払込金額	予定利率	払込期間の年数	複利終価率	①×②の金額	評価額（③×90/100）
		① 円	② %	③ 年	④	⑤ 円	⑥ 円
	ロ イ以外の場合	1年当たりの平均額	予定利率	払込期間の年数	複利年金終価率	①×②の金額	評価額（③×90/100）
		① 円	② %	③ 年	④	⑤ 円	⑥ 円
(2) (1)ロの場合						評価額（契約返戻金の金額）	
						① 円	

（資4－34－A4統一）

改正前

定期金に関する権利の評価明細書

被相続人氏名	

定期金又は契約の名称		
定期金の給付者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
定期金に関する権利の取得者		
契約年月日	昭和・平成　年　月　日	

1　定期金の給付事由が発生しているもの

有期定期金	1年間に受けるべき給付金額	1年間に受けるべき給付回数	1年間に受けるべき給付金額の総額（①×②）	給付期間	④の期間に受けるべき給付金額の合計額	③に関する複利現価率（法令24条第1項第1号に掲げる割合）	基礎額の計算 ⑤×⑥	⑤×15	評価額（⑦又は⑧のいずれか多い方の金額）
	① 円	② 回	③ 円	④ 年	⑤ 円	⑥ 100	⑦ 円	⑧ 円	円

終身定期金	1回に受けるべき給付金額	1年間に受けるべき給付金額の総額（①×②）	余命年数に対応する率	法令24条第1項第2号に掲げる倍数	評価額（③×④）
	① 円	② 回	③ 円	④ 15	円

その他	1回に受けるべき給付金額	1年間に受けるべき給付金額	1年間に受けるべき給付金額の総額（①×②）	給付期間	④の期間に受けるべき給付金額の合計額	法令24条第1項第1号に掲げる割合	定期金の目的とされた者の推定余命年数	⑦に応ずる複利現価率（法令24条第1項第3号に掲げる係数）	③×⑥	③×15	⑧又は⑨のいずれか多い方の金額	③×⑤	評価額（⑩又は⑪）
	① 円	② 回	③ 円	④ 年	⑤ 円	⑥ 100	⑦ 歳	⑧ 倍	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	円

（注）1　被相続人に対し、一定期間、かつ、その目的とされた者の生存中定期金を給付する契約に基づくものの価額を評価する場合は、⑩又は⑪のいずれか多い方の金額を「評価額」欄に記載します。
2　定期金の目的とされた者の生存中定期金を給付し、かつ、一定期間内にその者が死亡したときはその権利者又はその遺族等に定期金を給付する契約に基づくものの価額を評価する場合は、⑩又は⑪のいずれか多い方の金額を「評価額」欄に記載します。

2　定期金の給付事由が発生していないもの

1回に払込むべき掛金等の金額	掛金の払込み開始年月日	定期金契約に関する権利の取得年月日	②から④までの期間分掛金の払込所数	②から④までの期間に払込んだ掛金の合計額（①×③）	②から④までの期間に係る複利現価率（法令24条第1項第3号に掲げる係数）	評価額（⑤×⑥）
① 円	② 年　月　日	③ 年　月　日	④ 回	⑤ 円	⑥ 100	

（注）1回に受けるべき給付金額又は1回に払込むべき掛金等が、毎期同一額でない場合には「1回に受けるべき給付金額」又は「1回に払込むべき掛金等」の欄の記載は要ありません。

（資4－34－A4統一）

改　正　後	改　正　前
（案） 記載方法等 この評価明細書（平成22年度改正法適用分）は、次の定期金給付契約に関する権利を評価する場合に使用します。 1　定期金の給付事由が発生しているもの (1)　平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）により取得したもの (2)　平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利（確定給付企業年金など一定のものを除きます。）で、平成23年3月31日までの間に相続等により取得したもの 2　定期金の給付事由が発生していないもの 平成22年4月1日以後の相続等により取得したもの なお、この評価明細書の各欄の「金額」及び「評価額」に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて記載します。 1　定期金の給付事由が発生しているもの (1)　①、⑩及び⑰の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。 (2)　②、⑪及び⑱の「一時金の金額」欄は、定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合の、その一時金の金額を記載します。 (3)　⑤、⑭及び㉑の「1年当たりの平均額」欄は、定期金の種類に応じて、それぞれ次に掲げる金額を記載します。 イ　有期定期金 毎年一定の金額が年1回給付される場合（年金方式の場合）には、その金額を記載します。 それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から定期金の給付が終了する年月日までの期間に給付を受けるべき金額の合計額を、⑦の「給付期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。 ロ　短期定期金 定期金給付契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額を記載します。 ハ　終身定期金 毎年一定の金額が給付される場合には、その金額を記載します。 それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から⑨の「余命年数」欄に記載した年数の間に給付を受ける金額の合計額を、その「余命年数」で除して計算した金額を記載します。 (4)　⑥、⑮及び⑲の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。 (5)　⑦の「給付期間の年数」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に係る年数（1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。 (6)　⑨の「余命年数」欄は、厚生労働省の作成に係る完全生命表（定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の1月1日現在に公表されている最新の完全生命表）に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。 (7)　⑧及び⑳の「複利年金現価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。 $\left\{1-\frac{1}{(1+r)^n}\right\}\Big/r$　　n：有期定期金の場合は「給付期間の年数」、終身定期金の場合は「余命年数」 r：予定利率 2　定期金の給付事由が発生していないもの (1)　㉑及び㉓の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。 (2)　㉒の「経過期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の時からその契約に関する権利を取得した時までの期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。 (3)　㉔の「複利終価率」の欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。 $(1+r)^n$　　n：経過期間の年数　　r：予定利率 (4)　㉕の「1年当たりの平均額」欄は、定期金給付契約に係る掛金又は保険料の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの期間に払い込まれた掛金又は保険料の額の合計額を、㉖の「払込済期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。 ただし、年1回一定の金額の掛金又は保険料が払い込まれる契約の場合は、1年間に払い込まれた掛金又は保険料の金額を記載します。 (5)　㉖の「払込済期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の日からその契約に関する権利を取得した日までの年数（1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。 (6)　㉗の「複利年金終価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。 $\{(1+r)^n-1\}\Big/r$　　n：払込済期間の年数　　r：予定利率 (7)　㉘の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。	（新規）

改　正　後

相続税の　　通知書及び
加算税の納税決定通知書（通知用）

第　　号
平成　　年　　月　　日
税務署長

住所
氏名　　殿

平成　年　月　日の相続税に係る相続税及びその加算税について、次の通りの納税決定通知書を送ります。

したがって、この通知により新たに納付すべき又は減少する税額は、次のとおりとなります。

○ この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき税額又は減少する税額	納付すべき税額又は減少する還付税額		納税済の税額又は納付すべき税額又は減少する還付税額
円	円		円
	申告納税額		
	賦課税額		

① 納付すべき相続税及び加算税（納税猶予額のあるときは、納税猶予額控除後の相続税・加算税の税額及び加算税の額）は、納付の期限までに、平成　年　月　日までに日本銀行（代理店、郵便局を含む。）又は最寄税務署の納付書により納付してください。

② 既に納付すべき税額について延納又は物納を希望される方は、上記の期限までに申請してください。

③ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、還付額の還付金は国税への債権と対消しのうえ、銀行、郵便局の口座あるいは小切手により還付することになります。

○ 相続税の計算方法
（相続税法第15条～第18条、第21条～第24条及び租税特別措置法第70条）

納付すべき本税の額（円）	×	税率表の適用 1.3%（税率） 相続税の課税価格から基礎控除を控除した金額（円）	×	税率表の適用の対象となる金額の割合	=	相続税の額（円）

365

注1 本税の額が10,000円未満の場合には、延納を納付する必要はありません。
また、本税の額が10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成16年1月1日以後の延納税の利率は、年割合（百円未満切捨）で適用することになります。
具体的には、次のとおりです。
・ 納期限の翌日から6月を経過するまでの・・年 [illegible]%（「延納の日から3月以内において日本銀行が定める基準割引率＋4%」のいずれか低い割合
・ 納期限の翌日から6月を経過した日以後・・年 [illegible]%

3 法に規定の担保がある場合には、その期限の日数を差し引いた後の日数により利子税の額を計算してください。

4 延納税の額が、100円未満の場合は、納付する必要はありません。
また、延納税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

5 あなたの場合は、相続税法第[illegible]条により[illegible]・・[illegible]・・[illegible]の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

○ この更正又は決定は、[illegible]から[illegible]を経過してされた場合で、その税額を一時に納付することが困難であると認められるときは、[illegible]として申請期限までにされた申請により、[illegible]年以内の期間、納税の猶予が認められます。

○ この通知に係る処分の理由

○ あなたは、上記の新たに納付すべき税額のほか、あなたが受けた財産の贈与を課税として相続税法第21条第[illegible]項の規定により他の相続人又は受遺者の相続税について連帯納付の責任があります。

○ 相続税等及び延納税額の計算明細
(1) 相続税及び延納税額の計算明細

	区分	当初通知（平成　年）	今回通知
㊀	取得した財産の価額	円	円
㊁	相続時精算課税適用財産の価額		
㊂	債務及び葬式費用		
㊃	純資産価額（㊀＋㊁－㊂）		
㊄	相続開始前3年以内の贈与財産の価額		
㊅	課税価格（㊃＋㊄）		
㊆	相続税の総額（㊅に対する税額）		
一般の場合	㊇ 配偶者以外の法定相続人		
	㊈ 相続税額（㊆×㊇÷㊅）		
配偶者が取得した場合の特例	㊉ 相続税額（㊆×㊅－㊇÷㊅）		
㊋	相続税法第18条第2項の規定による加算額		
㊌	贈与税額控除額		
㊍	配当控除額		
㊎	外国税額控除額		
㊏	差引税額（㊈＋㊉－㊋－㊌－㊍－㊎）		
㊐	相続時精算課税分の贈与税額控除額		
㊑	小計（㊏－㊐）		
㊒	暦年課税分の贈与税額控除額（㊑－㊐－㊒－㊓－㊔－㊕－㊖－㊗－㊘－㊙－㊚－㊛－㊜－㊝－㊞－㊟－㊠－㊡－㊢－㊣－㊤－㊥－㊦－㊧－㊨－㊩－㊪－㊫－㊬－㊭－㊮－㊯－㊰－㊱－㊲－㊳－㊴－㊵－㊶－㊷－㊸－㊹－㊺－㊻－㊼－㊽－㊾－㊿－(1)－(2)－(3)－(4)－(5)－(6)－(7)－(8)－(9)－(10)－(11)－(12)－(13)－(14)－(15)－(16)－(17)－(18)－(19)－(20)－(21)－(22)－(23)－(24)－(25)－(26)－(27)－(28)－(29)－(30)－(31)－(32)－(33)－(34)－(35)－(36)－(37)－(38)－(39)－(40)－(41)－(42)－(43)－(44)－(45)－(46)－(47)－(48)－(49)－(50)－(51)－(52)－(53)－(54)－(55)－(56)－(57)－(58)－(59)－(60)－(61)－(62)－(63)－(64)－(65)－(66)－(67)－(68)－(69)－(70)－(71)－(72)－(73)－(74)－(75)－(76)－(77)－(78)－(79)－(80)－(81)－(82)－(83)－(84)－(85)－(86)－(87)－(88)－(89)－(90)－(91)－(92)－(93)－(94)－(95)－(96)－(97)－(98)－(99)－(100)－(101)－(102)－(103)－(104)－(105)－(106)－(107)－(108)－(109)－(110)－(111)－(112)－(113)－(114)－(115)－(116)－(117)－(118)－(119)－(120)－(121)－(122)－(123)－(124)－(125)－(126)－(127)－(128)－(129)－(130)－(131)－(132)－(133)－(134)－(135)－(136)－(137)－(138)－(139)－(140)－(141)－(142)－(143)－(144)－(145)－(146)－(147)－(148)－(149)－(150)－(151)－(152)－(153)－(154)－(155)－(156)－(157)－(158)－(159)－(160)－(161)－(162)－(163)－(164)－(165)－(166)－(167)－(168)－(169)－(170)－(171)－(172)－(173)－(174)－(175)－(176)－(177)－(178)－(179)－(180)－(181)－(182)－(183)－(184)－(185)－(186)－(187)－(188)－(189)－(190)－(191)－(192)－(193)－(194)－(195)－(196)－(197)－(198)－(199)－(200)－(201)－(202)－(203)－(204)－(205)－(206)－(207)－(208)－(209)－(210)－(211)－(212)－(213)－(214)－(215)－(216)－(217)－(218)－(219)－(220)－(221)－(222)－(223)－(224)－(225)－(226)－(227)－(228)－(229)－(230)－(231)－(232)－(233)－(234)－(235)－(236)－(237)－(238)－(239)－(240)－(241)－(242)－(243)－(244)－(245)－(246)－(247)－(248)－(249)－(250)－(251)－(252)－(253)－(254)－(255)－(256)－(257)－(258)－(259)－(260)－(261)－(262)－(263)－(264)－(265)－(266)－(267)－(268)－(269)－(270)－(271)－(272)－(273)－(274)－(275)－(276)－(277)－(278)－(279)－(280)－(281)－(282)－(283)－(284)－(285)－(286)－(287)－(288)－(289)－(290)－(291)－(292)－(293)－(294)－(295)－(296)－(297)－(298)－(299)－(300)－(301)－(302)－(303)－(304)－(305)－(306)－(307)－(308)－(309)－(310)－(311)－(312)－(313)－(314)－(315)－(316)－(317)－(318)－(319)－(320)－(321)－(322)－(323)－(324)－(325)－(326)－(327)－(328)－(329)－(330)－(331)－(332)－(333)－(334)－(335)－(336)－(337)－(338)－(339)－(340)－(341)－(342)－(343)－(344)－(345)－(346)－(347)－(348)－(349)－(350)－(351)－(352)－(353)－(354)－(355)－(356)－(357)－(358)－(359)－(360)－(361)－(362)－(363)－(364)－(365)－(366)－(367)－(368)－(369)－(370)－(371)－(372)－(373)－(374)－(375)－(376)－(377)－(378)－(379)－(380)－(381)－(382)－(383)－(384)－(385)－(386)－(387)－(388)－(389)－(390)－(391)－(392)－(393)－(394)－(395)－(396)－(397)－(398)－(399)－(400)－(401)－(402)－(403)－(404)－(405)－(406)－(407)－(408)－(409)－(410)－(411)－(412)－(413)－(414)－(415)－(416)－(417)－(418)－(419)－(420)－(421)－(422)－(423)－(424)－(425)－(426)－(427)－(428)－(429)－(430)－(431)－(432)－(433)－(434)－(435)－(436)－(437)－(438)－(439)－(440)－(441)－(442)－(443)－(444)－(445)－(446)－(447)－(448)－(449)－(450)－(451)－(452)－(453)－(454)－(455)－(456)－(457)－(458)－(459)－(460)－(461)－(462)－(463)－(464)－(465)－(466)－(467)－(468)－(469)－(470)－(471)－(472)－(473)－(474)－(475)－(476)－(477)－(478)－(479)－(480)－(481)－(482)－(483)－(484)－(485)－(486)－(487)－(488)－(489)－(490)－(491)－(492)－(493)－(494)－(495)－(496)－(497)－(498)－(499)－(500)－(501)－(502)－(503)－(504)－(505)－(506)－(507)－(508)－(509)－(510)－(511)－(512)－(513)－(514)－(515)－(516)－(517)－(518)－(519)－(520)－(521)－(522)－(523)－(524)－(525)－(526)－(527)－(528)－(529)－(530)－(531)－(532)－(533)－(534)－(535)－(536)－(537)－(538)－(539)－(540)－(541)－(542)－(543)－(544)－(545)－(546)－(547)－(548)－(549)－(550)－(551)－(552)－(553)－(554)－(555)－(556)－(557)－(558)－(559)－(560)－(561)－(562)－(563)－(564)－(565)－(566)－(567)－(568)－(569)－(570)－(571)－(572)－(573)－(574)－(575)－(576)－(577)－(578)－(579)－(580)－(581)－(582)－(583)－(584)－(585)－(586)－(587)－(588)－(589)－(590)－(591)－(592)－(593)－(594)－(595)－(596)－(597)－(598)－(599)－(600)－(601)－(602)－(603)－(604)－(605)－(606)－(607)－(608)－(609)－(610)－(611)－(612)－(613)－(614)－(615)－(616)－(617)－(618)－(619)－(620)－(621)－(622)－(623)－(624)－(625)－(626)－(627)－(628)－(629)－(630)－(631)－(632)－(633)－(634)－(635)－(636)－(637)－(638)－(639)－(640)－(641)－(642)－(643)－(644)－(645)－(646)－(647)－(648)－(649)－(650)－(651)－(652)－(653)－(654)－(655)－(656)－(657)－(658)－(659)－(660)－(661)－(662)－(663)－(664)－(665)－(666)－(667)－(668)－(669)－(670)－(671)－(672)－(673)－(674)－(675)－(676)－(677)－(678)－(679)－(680)－(681)－(682)－(683)－(684)－(685)－(686)－(687)－(688)－(689)－(690)－(691)－(692)－(693)－(694)－(695)－(696)－(697)－(698)－(699)－(700)－(701)－(702)－(703)－(704)－(705)－(706)－(707)－(708)－(709)－(710)－(711)－(712)－(713)－(714)－(715)－(716)－(717)－(718)－(719)－(720)－(721)－(722)－(723)－(724)－(725)－(726)－(727)－(728)－(729)－(730)－(731)－(732)－(733)－(734)－(735)－(736)－(737)－(738)－(739)－(740)－(741)－(742)－(743)－(744)－(745)－(746)－(747)－(748)－(749)－(750)－(751)－(752)－(753)－(754)－(755)－(756)－(757)－(758)－(759)－(760)－(761)－(762)－(763)－(764)－(765)－(766)－(767)－(768)－(769)－(770)－(771)－(772)－(773)－(774)－(775)－(776)－(777)－(778)－(779)－(780)－(781)－(782)－(783)－(784)－(785)－(786)－(787)－(788)－(789)－(790)－(791)－(792)－(793)－(794)－(795)－(796)－(797)－(798)－(799)－(800)－(801)－(802)－(803)－(804)－(805)－(806)－(807)－(808)－(809)－(810)－(811)－(812)－(813)－(814)－(815)－(816)－(817)－(818)－(819)－(820)－(821)－(822)－(823)－(824)－(825)－(826)－(827)－(828)－(829)－(830)－(831)－(832)－(833)－(834)－(835)－(836)－(837)－(838)－(839)－(840)－(841)－(842)－(843)－(844)－(845)－(846)－(847)－(848)－(849)－(850)－(851)－(852)－(853)－(854)－(855)－(856)－(857)－(858)－(859)－(860)－(861)－(862)－(863)－(864)－(865)－(866)－(867)－(868)－(869)－(870)－(871)－(872)－(873)－(874)－(875)－(876)－(877)－(878)－(879)－(880)－(881)－(882)－(883)－(884)－(885)－(886)－(887)－(888)－(889)－(890)－(891)－(892)－(893)－(894)－(895)－(896)－(897)－(898)－(899)－(900)－(901)－(902)－(903)－(904)－(905)－(906)－(907)－(908)－(909)－(910)－(911)－(912)－(913)－(914)－(915)－(916)－(917)－(918)－(919)－(920)－(921)－(922)－(923)－(924)－(925)－(926)－(927)－(928)－(929)－(930)－(931)－(932)－(933)－(934)－(935)－(936)－(937)－(938)－(939)－(940)－(941)－(942)－(943)－(944)－(945)－(946)－(947)－(948)－(949)－(950)－(951)－(952)－(953)－(954)－(955)－(956)－(957)－(958)－(959)－(960)－(961)－(962)－(963)－(964)－(965)－(966)－(967)－(968)－(969)－(970)－(971)－(972)－(973)－(974)－(975)－(976)－(977)－(978)－(979)－(980)－(981)－(982)－(983)－(984)－(985)－(986)－(987)－(988)－(989)－(990)－(991)－(992)－(993)－(994)－(995)－(996)－(997)－(998)－(999)－(1000)－(1001)－(1002)－(1003)－(1004)－(1005)－(1006)－(1007)－(1008)－(1009)－(1010)－(1011)－(1012)－(1013)－(1014)－(1015)－(1016)－(1017)－(1018)－(1019)－(1020)－(1021)－(1022)－(1023)－(1024)－(1025)－(1026)－(1027)－(1028)－(1029)－(1030)－(1031)－(1032)－(1033)－(1034)－(1035)－(1036)－(1037)－(1038)－(1039)－(1040)－(1041)－(1042)－(1043)－(1044)－(1045)－(1046)－(1047)－(1048)－(1049)－(1050)－(1051)－(1052)－(1053)－(1054)－(1055)－(1056)－(1057)－(1058)－(1059)－(1060)－(1061)－(1062)－(1063)－(1064)－(1065)－(1066)－(1067)－(1068)－(1069)－(1070)－(1071)－(1072)－(1073)－(1074)－(1075)－(1076)－(1077)－(1078)－(1079)－(1080)－(1081)－(1082)－(1083)－(1084)－(1085)－(1086)－(1087)－(1088)－(1089)－(1090)－(1091)－(1092)－(1093)－(1094)－(1095)－(1096)－(1097)－(1098)－(1099)－(1100)－(1101)－(1102)－(1103)－(1104)－(1105)－(1106)－(1107)－(1108)－(1109)－(1110)－(1111)－(1112)－(1113)－(1114)－(1115)－(1116)－(1117)－(1118)－(1119)－(1120)－(1121)－(1122)－(1123)－(1124)－(1125)－(1126)－(1127)－(1128)－(1129)－(1130)－(1131)－(1132)－(1133)－(1134)－(1135)－(1136)－(1137)－(1138)－(1139)－(1140)－(1141)－(1142)－(1143)－(1144)－(1145)－(1146)－(1147)－(1148)－(1149)－(1150)－(1151)－(1152)－(1153)－(1154)－(1155)－(1156)－(1157)－(1158)－(1159)－(1160)－(1161)－(1162)－(1163)－(1164)－(1165)－(1166)－(1167)－(1168)－(1169)－(1170)－(1171)－(1172)－(1173)－(1174)－(1175)－(1176)－(1177)－(1178)－(1179)－(1180)－(1181)－(1182)－(1183)－(1184)－(1185)－(1186)－(1187)－(1188)－(1189)－(1190)－(1191)－(1192)－(1193)－(1194)－(1195)－(1196)－(1197)－(1198)－(1199)－(1200)－(1201)－(1202)－(1203)－(1204)－(1205)－(1206)－(1207)－(1208)－(1209)－(1210)－(1211)－(1212)－(1213)－(1214)－(1215)－(1216)－(1217)－(1218)－(1219)－(1220)－(1221)－(1222)－(1223)－(1224)－(1225)－(1226)－(1227)－(1228)－(1229)－(1230)－(1231)－(1232)－(1233)－(1234)－(1235)－(1236)－(1237)－(1238)－(1239)－(1240)－(1241)－(1242)－(1243)－(1244)－(1245)－(1246)－(1247)－(1248)－(1249)－(1250)－(1251)－(1252)－(1253)－(1254)－(1255)－(1256)－(1257)－(1258)－(1259)－(1260)－(1261)－(1262)－(1263)－(1264)－(1265)－(1266)－(1267)－(1268)－(1269)－(1270)－(1271)－(1272)－(1273)－(1274)－(1275)－(1276)－(1277)－(1278)－(1279)－(1280)－(1281)－(1282)－(1283)－(1284)－(1285)－(1286)－(1287)－(1288)－(1289)－(1290)－(1291)－(1292)－(1293)－(1294)－(1295)－(1296)－(1297)－(1298)－(1299)－(1300)－(1301)－(1302)－(1303)－(1304)－(1305)－(1306)－(1307)－(1308)－(1309)－(1310)－(1311)－(1312)－(1313)－(1314)－(1315)－(1316)－(1317)－(1318)－(1319)－(1320)－(1321)－(1322)－(1323)－(1324)－(1325)－(1326)－(1327)－(1328)－(1329)－(1330)－(1331)－(1332)－(1333)－(1334)－(1335)－(1336)－(1337)－(1338)－(1339)－(1340)－(1341)－(1342)－(1343)－(1344)－(1345)－(1346)－(1347)－(1348)－(1349)－(1350)－(1351)－(1352)－(1353)－(1354)－(1355)－(1356)－(1357)－(1358)－(1359)－(1360)－(1361)－(1362)－(1363)－(1364)－(1365)－(1366)－(1367)－(1368)－(1369)－(1370)－(1371)－(1372)－(1373)－(1374)－(1375)－(1376)－(1377)－(1378)－(1379)－(1380)－(1381)－(1382)－(1383)－(1384)－(1385)－(1386)－(1387)－(1388)－(1389)－(1390)－(1391)－(1392)－(1393)－(1394)－(1395)－(1396)－(1397)－(1398)－(1399)－(1400)－(1401)－(1402)－(1403)－(1404)－(1405)－(1406)－(1407)－(1408)－(1409)－(1410)－(1411)－(1412)－(1413)－(1414)－(1415)－(1416)－(1417)－(1418)－(1419)－(1420)－(1421)－(1422)－(1423)－(1424)－(1425)－(1426)－(1427)－(1428)－(1429)－(1430)－(1431)－(1432)－(1433)－(1434)－(1435)－(1436)－(1437)－(1438)－(1439)－(1440)－(1441)－(1442)－(1443)－(1444)－(1445)－(1446)－(1447)－(1448)－(1449)－(1450)－(1451)－(1452)－(1453)－(1454)－(1455)－(1456)－(1457)－(1458)－(1459)－(1460)－(1461)－(1462)－(1463)－(1464)－(1465)－(1466)－(1467)－(1468)－(1469)－(1470)－(1471)－(1472)－(1473)－(1474)－(1475)－(1476)－(1477)－(1478)－(1479)－(1480)－(1481)－(1482)－(1483)－(1484)－(1485)－(1486)－(1487)－(1488)－(1489)－(1490)－(1491)－(1492)－(1493)－(1494)－(1495)－(1496)－(1497)－(1498)－(1499)－(1500)－(1501)－(1502)－(1503)－(1504)－(1505)－(1506)－(1507)－(1508)－(1509)－(1510)－(1511)－(1512)－(1513)－(1514)－(1515)－(1516)－(1517)－(1518)－(1519)－(1520)－(1521)－(1522)－(1523)－(1524)－(1525)－(1526)－(1527)－(1528)－(1529)－(1530)－(1531)－(1532)－(1533)－(1534)－(1535)－(1536)－(1537)－(1538)－(1539)－(1540)－(1541)－(1542)－(1543)－(1544)－(1545)－(1546)－(1547)－(1548)－(1549)－(1550)－(1551)－(1552)－(1553)－(1554)－(1555)－(1556)－(1557)－(1558)－(1559)－(1560)－(1561)－(1562)－(1563)－(1564)－(1565)－(1566)－(1567)－(1568)－(1569)－(1570)－(1571)－(1572)－(1573)－(1574)－(1575)－(1576)－(1577)－(1578)－(1579)－(1580)－(1581)－(1582)－(1583)－(1584)－(1585)－(1586)－(1587)－(1588)－(1589)－(1590)－(1591)－(1592)－(1593)－(1594)－(1595)－(1596)－(1597)－(1598)－(1599)－(1600)－(1601)－(1602)－(1603)－(1604)－(1605)－(1606)－(1607)－(1608)－(1609)－(1610)－(1611)－(1612)－(1613)－(1614)－(1615)－(1616)－(1617)－(1618)－(1619)－(1620)－(1621)－(1622)－(1623)－(1624)－(1625)－(1626)－(1627)－(1628)－(1629)－(1630)－(1631)－(1632)－(1633)－(1634)－(1635)－(1636)－(1637)－(1638)－(1639)－(1640)－(1641)－(1642)－(1643)－(1644)－(1645)－(1646)－(1647)－(1648)－(1649)－(1650)－(1651)－(1652)－(1653)－(1654)－(1655)－(1656)－(1657)－(1658)－(1659)－(1660)－(1661)－(1662)－(1663)－(1664)－(1665)－(1666)－(1667)－(1668)－(1669)－(1670)－(1671)－(1672)－(1673)－(1674)－(1675)－(1676)－(1677)－(1678)－(1679)－(1680)－(1681)－(1682)－(1683)－(1684)－(1685)－(1686)－(1687)－(1688)－(1689)－(1690)－(1691)－(1692)－(1693)－(1694)－(1695)－(1696)－(1697)－(1698)－(1699)－(1700)－(1701)－(1702)－(1703)－(1704)－(1705)－(1706)－(1707)－(1708)－(1709)－(1710)－(1711)－(1712)－(1713)－(1714)－(1715)－(1716)－(1717)－(1718)－(1719)－(1720)－(1721)－(1722)－(1723)－(1724)－(1725)－(1726)－(1727)－(1728)－(1729)－(1730)－(1731)－(1732)－(1733)－(1734)－(1735)－(1736)－(1737)－(1738)－(1739)－(1740)－(1741)－(1742)－(1743)－(1744)－(1745)－(1746)－(1747)－(1748)－(1749)－(1750)－(1751)－(1752)－(1753)－(1754)－(1755)－(1756)－(1757)－(1758)－(1759)－(1760)－(1761)－(1762)－(1763)－(1764)－(1765)－(1766)－(1767)－(1768)－(1769)－(1770)－(1771)－(1772)－(1773)－(1774)－(1775)－(1776)－(1777)－(1778)－(1779)－(1780)－(1781)－(1782)－(1783)－(1784)－(1785)－(1786)－(1787)－(1788)－(1789)－(1790)－(1791)－(1792)－(1793)－(1794)－(1795)－(1796)－(1797)－(1798)－(1799)－(1800)－(1801)－(1802)－(1803)－(1804)－(1805)－(1806)－(1807)－(1808)－(1809)－(1810)－(1811)－(1812)－(1813)－(1814)－(1815)－(1816)－(1817)－(1818)－(1819)－(1820)－(1821)－(1822)－(1823)－(1824)－(1825)－(1826)－(1827)－(1828)－(1829)－(1830)－(1831)－(1832)－(1833)－(1834)－(1835)－(1836)－(1837)－(1838)－(1839)－(1840)－(1841)－(1842)－(1843)－(1844)－(1845)－(1846)－(1847)－(1848)－(1849)－(1850)－(1851)－(1852)－(1853)－(1854)－(1855)－(1856)－(1857)－(1858)－(1859)－(1860)－(1861)－(1862)－(1863)－(1864)－(1865)－(1866)－(1867)－(1868)－(1869)－(1870)－(1871)－(1872)－(1873)－(1874)－(1875)－(1876)－(1877)－(1878)－(1879)－(1880)－(1881)－(1882)－(1883)－(1884)－(1885)－(1886)－(1887)－(1888)－(1889)－(1890)－(1891)－(1892)－(1893)－(1894)－(1895)－(1896)－(1897)－(1898)－(1899)－(1900)－(1901)－(1902)－(1903)－(1904)－(1905)－(1906)－(1907)－(1908)－(1909)－(1910)－(1911)－(1912)－(1913)－(1914)－(1915)－(1916)－(1917)－(1918)－(1919)－(1920)－(1921)－(1922)－(1923)－(1924)－(1925)－(1926)－(1927)－(1928)－(1929)－(1930)－(1931)－(1932)－(1933)－(1934)－(1935)－(1936)－(1937)－(1938)－(1939)－(1940)－(1941)－(1942)－(1943)－(1944)－(1945)－(1946)－(1947)－(1948)－(1949)－(1950)－(1951)－(1952)－(1953)－(1954)－(1955)－(1956)－(1957)－(1958)－(1959)－(1960)－(1961)－(1962)－(1963)－(1964)－(1965)－(1966)－(1967)－(1968)－(1969)－(1970)－(1971)－(1972)－(1973)－(1974)－(1975)－(1976)－(1977)－(1978)－(1979)－(1980)－(1981)－(1982)－(1983)－(1984)－(1985)－(1986)－(1987)－(1988)－(1989)－(1990)－(1991)－(1992)－(1993)－(1994)－(1995)－(1996)－(1997)－(1998)－(1999)－(2000)－(2001)－(2002)－(2003)－(2004)－(2005)－(2006)－(2007)－(2008)－(2009)－(2010)－(2011)－(2012)－(2013)－(2014)－(2015)－(2016)－(2017)－(2018)－(2019)－(2020)－(2021)－(2022)－(2023)－(2024)－(2025)－(2026)－(2027)－(2028)－(2029)－(2030)－(2031)－(2032)－(2033)－(2034)－(2035)－(2036)－(2037)－(2038)－(2039)－(2040)－(2041)－(2042)－(2043)－(2044)－(2045)－(2046)－(2047)－(2048)－(2049)－(2050)－(2051)－(2052)－(2053)－(2054)－(2055)－(2056)－(2057)－(2058)－(2059)－(2060)－(2061)－(2062)－(2063)－(2064)－(2065)－(2066)－(2067)－(2068)－(2069)－(2070)－(2071)－(2072)－(2073)－(2074)－(2075)－(2076)－(2077)－(2078)－(2079)－(2080)－(2081)－(2082)－(2083)－(2084)－(2085)－(2086)－(2087)－(2088)－(2089)－(2090)－(2091)－(2092)－(2093)－(2094)－(2095)－(2096)－(2097)－(2098)－(2099)－(2100)－(2101)－(2102)－(2103)－(2104)－(2105)－(2106)－(2107)－(2108)－(2109)－(2110)－(2111)－(2112)－(2113)－(2114)－(2115)－(2116)－(2117)－(2118)－(2119)－(2120)－(2121)－(2122)－(2123)－(2124)－(2125)－(2126)－(2127)－(2128)－(2129)－(2130)－(2131)－(2132)－(2133)－(2134)－(2135)－(2136)－(2137)－(2138)－(2139)－(2140)－(2141)－(2142)－(2143)－(2144)－(2145)－(2146)－(2147)－(2148)－(2149)－(2150)－(2151)－(2152)－(2153)－(2154)－(2155)－(2156)－(2157)－(2158)－(2159)－(2160)－(2161)－(2162)－(2163)－(2164)－(2165)－(2166)－(2167)－(2168)－(2169)－(2170)－(2171)－(2172)－(2173)－(2174)－(2175)－(2176)－(2177)－(2178)－(2179)－(2180)－(2181)－(2182)－(2183)－(2184)－(2185)－(2186)－(2187)－(2188)－(2189)－(2190)－(2191)－(2192)－(2193)－(2194)－(2195)－(2196)－(2197)－(2198)－(2199)－(2200)－(2201)－(2202)－(2203)－(2204)－(2205)－(2206)－(2207)－(2208)－(2209)－(2210)－(2211)－(2212)－(2213)－(2214)－(2215)－(2216)－(2217)－(2218)－(2219)－(2220)－(2221)－(2222)－(2223)－(2224)－(2225)－(2226)－(2227)－(2228)－(2229)－(2230)－(2231)－(2232)－(2233)－(2234)－(2235)－(2236)－(2237)－(2238)－(2239)－(2240)－(2241)－(2242)－(2243)－(2244)－(2245)－(2246)－(2247)－(2248)－(2249)－(2250)－(2251)－(2252)－(2253)－(2254)－(2255)－(2256)－(2257)－(2258)－(2259)－(2260)－(2261)－(2262)－(2263)－(2264)－(2265)－(2266)－(2267)－(2268)－(2269)－(2270)－(2271)－(2272)－(2273)－(2274)－(2275)－(2276)－(2277)－(2278)－(2279)－(2280)－(2281)－(2282)－(2283)－(2284)－(2285)－(2286)－(2287)－(2288)－(2289)－(2290)－(2291)－(2292)－(2293)－(2294)－(2295)－(2296)－(2297)－(2298)－(2299)－(2300)－(2301)－(2302)－(2303)－(2304)－(2305)－(2306)－(2307)－(2308)－(2309)－(2310)－(2311)－(2312)－(2313)－(2314)－(2315)－(2316)－(2317)－(2318)－(2319)－(2320)－(2321)－(2322)－(2323)－(2324)－(2325)－(2326)－(2327)－(2328)－(2329)－(2330)－(2331)－(2332)－(2333)－(2334)－(2335)－(2336)－(2337)－(2338)－(2339)－(2340)－(2341)－(2342)－(2343)－(2344)－(2345)－(2346)－(2347)－(2348)－(2349)－(2350)－(2351)－(2352)－(2353)－(2354)－(2355)－(2356)－(2357)－(2358)－(2359)－(2360)－(2361)－(2362)－(2363)－(2364)－(2365)－(2366)－(2367)－(2368)－(2369)－(2370)－(2371)－(2372)－(2373)－(2374)－(2375)－(2376)－(2377)－(2378)－(2379)－(2380)－(2381)－(2382)－(2383)－(2384)－(2385)－(2386)－(2387)－(2388)－(2389)－(2390)－(2391)－(2392)－(2393)－(2394)－(2395)－(2396)－(2397)－(2398)－(2399)－(2400)－(2401)－(2402)－(2403)－(2404)－(2405)－(2406)－(2407)－(2408)－(2409)－(2410)－(2411)－(2412)－(2413)－(2414)－(2415)－(2416)－(2417)－(2418)－(2419)－(2420)－(2421)－(2422)－(2423)－(2424)－(2425)－(2426)－(2427)－(2428)－(2429)－(2430)－(2431)－(2432)－(2433)－(2434)－(2435)－(2436)－(2437)－(2438)－(2439)－(2440)－(2441)－(2442)－(2443)－(2444)－(2445)－(2446)－(2447)－(2448)－(2449)－(2450)－(2451)－(2452)－(2453)－(2454)－(2455)－(2456)－(2457)－(2458)－(2459)－(2460)－(2461)－(2462)－(2463)－(2464)－(2465)－(2466)－(2467)－(2468)－(2469)－(2470)－(2471)－(2472)－(2473)－(2474)－(2475)－(2476)－(2477)－(2478)－(2479)－(2480)－(2481)－(2482)－(2483)－(2484)－(2485)－(2486)－(2487)－(2488)－(2489)－(2490)－(2491)－(2492)－(2493)－(2494)－(2495)－(2496)－(2497)－(2498)－(2499)－(2500)－(2501)－(2502)－(2503)－(2504)－(2505)－(2506)－(2507)－(2508)－(2509)－(2510)－(2511)－(2512)－(2513)－(2514)－(2515)－(2516)－(2517)－(2518)－(2519)－(2520)－(2521)－(2522)－(2523)－(2524)－(2525)－(2526)－(2527)－(2528)－(2529)－(2530)－(2531)－(2532)－(2533)－(2534)－(2535)－(2536)－(2537)－(2538)－(2539)－(2540)－(2541)－(2542)－(2543)－(2544)－(2545)－(2546)－(2547)－(2548)－(2549)－(2550)－(2551)－(2552)－(2553)－(2554)－(2555)－(2556)－(2557)－(2558)－(2559)－(2560)－(2561)－(2562)－(2563)－(2564)－(2565)－(2566)－(2567)－(2568)－(2569)－(2570)－(2571)－(2572)－(2573)－(2574)－(2575)－(2576)－(2577)－(2578)－(2579)－(2580)－(2581)－(2582)－(2583)－(2584)－(2585)－(2586)－(2587)－(2588)－(2589)－(2590)－(2591)－(2592)－(2593)－(2594)－(2595)－(2596)－(2597)－(2598)－(2599)－(2600)－(2601)－(2602)－(2603)－(2604)－(2605)－(2606)－(2607)－(2608)－(2609)－(2610)－(2611)－(2612)－(2613)－(2614)－(2615)－(2616)－(2617)－(2618)－(2619)－(2620)－(2621)－(2622)－(2623)－(2624)－(2625)－(2626)－(2627)－(2628)－(2629)－(2630)－(2631)－(2632)－(2633)－(2634)－(2635)－(2636)－(2637)－(2638)－(2639)－(2640)－(2641)－(2642)－(2643)－(2644)－(2645)－(2646)－(2647)－(2648)－(2649)－(2650)－(2651)－(2652)－(2653)－(2654)－(2655)－(2656)－(2657)－(2658)－(2659)－(2660)－(2661)－(2662)－(2663)－(2664)－(2665)－(2666)－(2667)－(2668)－(2669)－(2670)－(2671)－(2672)－(2673)－(2674)－(2675)－(2676)－(2677)－(2678)－(2679)－(2680)－(2681)－(2682)－(2683)－(2684)－(2685)－(2686)－(2687)－(2688)－(2689)－(2690)－(2691)－(2692)－(2693)－(2694)－(2695)－(2696)－(2697)－(2698)－(2699)－(2700)－(2701)－(2702)－(2703)－(2704)－(2705)－(2706)－(2707)－(2708)－(2709)－(2710)－(2711)－(2712)－(2713)－(2714)－(2715)－(2716)－(2717)－(2718)－(2719)－(2720)－(2721)－(2722)－(2723)－(2724)－(2725)－(2726)－(2727)－(2728)－(2729)－(2730)－(2731)－(2732)－(2733)－(2734)－(2735)－(2736)－(2737)－(2738)－(2739)－(2740)－(2741)－(2742)－(2743)－(2744)－(2745)－(2746)－(2747)－(2748)－(2749)－(2750)－(2751)－(2752)－(2753)－(2754)－(2755)－(2756)－(2757)－(2758)－(2759)－(2760)－(2761)－(2762)－(2763)－(2764)－(2765)－(2766)－(2767)－(2768)－(2769)－(2770)－(2771)－(2772)－(2773)－(2774)－(2775)－(2776)－(2777)－(2778)－(2779)－(2780)－(2781)－(2782)－(2783)－(2784)－(2785)－(2786)－(2787)－(2788)－(2789)－(2790)－(2791)－(2792)－(2793)－(2794)－(2795)－(2796)－(2797)－(2798)－(2799)－(2800)－(2801)－(2802)－(2803)－(2804)－(2805)－(2806)－(2807)－(2808)－(2809)－(2810)－(2811)－(2812)－(2813)－(2814)－(2815)－(2816)－(2817)－(2818)－(2819)－(2820)－(2821)－(2822)－(2823)－(2824)－(2825)－(2826)－(2827)－(2828)－(2829)－(2830)－(2831)－(2832)－(2833)－(2834)－(2835)－(2836)－(2837)－(2838)－(2839)－(2840)－(2841)－(2842)－(2843)－(2844)－(2845)－(2846)－(2847)－(2848)－(2849)－(2850)－(2851)－(2852)－(2853)－(2854)－(2855)－(2856)－(2857)－(2858)－(2859)－(2860)－(2861)－(2862)－(2863)－(2864)－(2865)－(2866)－(2867)－(2868)－(2869)－(2870)－(2871)－(2872)－(2873)－(2874)－(2875)－(2876)－(2877)－(2878)－(2879)－(2880)－(2881)－(2882)－(2883)－(2884)－(2885)－(2886)－(2887)－(2888)－(2889)－(2890)－(2891)－(2892)－(2893)－(2894)－(2895)－(2896)－(2897)－(2898)－(2899)－(2900)－(2901)－(2902)－(2903)－(2904)－(2905)－(2906)－(2907)－(2908)－(2909)－(2910)－(2911)－(2912)－(2913)－(2914)－(2915)－(2916)－(2917)－(2918)－(2919)－(2920)－(2921)－(2922)－(2923)－(2924)－(2925)－(2926)－(2927)－(2928)－(2929)－(2930)－(2931)－(2932)－(2933)－(2934)－(2935)－(2936)－(2937)－(2938)－(2939)－(2940)－(2941)－(2942)－(2943)－(2944)－(2945)－(2946)－(2947)－(2948)－(2949)－(2950)－(2951)－(2952)－(2953)－(2954)－(2955)－(2956)－(2957)－(2958)－(2959)－(2960)－(2961)－(2962)－(2963)－(2964)－(2965)－(2966)－(2967)－(2968)－(2969)－(2970)－(2971)－(2972)－(2973)－(2974)－(2975)－(2976)－(2977)－(2978)－(2979)－(2980)－(2981)－(2982)－(2983)－(2984)－(2985)－(2986)－(2987)－(2988)－(2989)－

改　正　後

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

（通知用）

あなたが、被相続人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の＿＿＿＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第５条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1「納付すべき／減少する 本税の額」欄の税額

（基礎となる税額）　円　×　（相続分）　／　＝　A　円

（注）「（基礎となる税額）」は、「相続税の＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「㊐小計（㊗－㊘）」欄の右側（「＿＿額」欄）の額から左欄（「当初課税額（＿＿額）」欄）の額を減算した額です。

2「納付すべき／減少する 加算税の額」欄の税額

上記１のAの税額の内訳
※ イ以外の金額があるときは、加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続用）により各金額を計算しています。

イ　＿＿申告加算税に対応する本税の額　＿＿＿＿円
ロ　重加算税に対応する本税の額　＿＿＿＿円
ハ　上記以外の本税の額　＿＿＿＿円

(1)　＿＿＿申告加算税

（基礎となる税額）　0，000円　×　（加算税の割合）　／100　＝　B　円

（基礎となる税額）　0，000円　×　（加算税の割合（国税通則法第＿条第２項適用分））　5／100　＝　C　円

＿＿＿申告加算税の額（B＋C）　円

(2)　重加算税

（基礎となる税額）　0，000円　×　（加算税の割合）　／100　＝　円

（注）上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記１のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3「納税猶予税額控除後の納付すべき／減少する 本税の額」欄の税額

（基礎となる税額）　円　×　（相続分）　／　＝　円

（注）「（基礎となる税額）」は、「相続税の＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額（㊖－㊗－㊙）」欄の右側（「＿＿額」欄）の額から左欄（「当初課税額（＿＿額）」欄）の額を減算した額です。

（　）枚のうち（　）枚目

（資４－85－１－Ａ４版－）

改　正　前

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

（通知用）

あなたが、被相続人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の＿＿＿＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第５条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1「納付すべき／減少する 本税の額」欄の税額

（基礎となる税額）　円　×　（相続分）　／　＝　A　円

（注）「（基礎となる税額）」は、「相続税の＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「㊐小計（㊗－㊘）」欄の右側（「＿＿額」欄）の額から左欄（「当初課税額（＿＿額）」欄）の額を減算した額です。

2「納付すべき／減少する 加算税の額」欄の税額

上記１のAの税額の内訳
※ イ以外の金額があるときは、加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続用）により各金額を計算しています。

イ　＿＿申告加算税に対応する本税の額　＿＿＿＿円
ロ　重加算税に対応する本税の額　＿＿＿＿円
ハ　上記以外の本税の額　＿＿＿＿円

(1)　＿＿＿申告加算税

（基礎となる税額）　0，000円　×　（加算税の割合）　／100　＝　B　円

（基礎となる税額）　0，000円　×　（加算税の割合（国税通則法第＿条第２項適用分））　5／100　＝　C　円

＿＿＿申告加算税の額（B＋C）　円

(2)　重加算税

（基礎となる税額）　0，000円　×　（加算税の割合）　／100　＝　円

（注）上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記１のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3「納税猶予税額控除後の納付すべき／減少する 本税の額」欄の税額

（基礎となる税額）　円　×　（相続分）　／　＝　円

（注）「（基礎となる税額）」は、「相続税の＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額（㊖－㊗）」欄の右側（「＿＿額」欄）の額から左欄（「当初課税額（＿＿額）」欄）の額を減算した額です。

（　）枚のうち（　）枚目

（資４－85－１－Ａ４版－）

改正後

（通知用）

相続税の更正通知書（付表１）

租税特別措置法第70条の６（農地等についての相続税の納税猶予）の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細表

(1) 算出税額の計算明細

区分		当初課税額（　　）額	更正額
① 農業投資価格に基づく取得財産の価額（注２）	農業相続人の場合	円	円
	その他の人の場合		
② 債務控除額			
③ 純資産価額（①－②）			
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑤ 課税価格（③＋④）			
⑥ 農業投資価格に基づく相続税の総額（(2)の㉙）			
⑦ 同上のあん分割合			
⑧ 算出税額（⑥×⑦）			
農業相続人の農業投資価格超過額に対する税額	⑨ 相続税の総額の差額（本表(1)の⑧－上段⑧）		
	⑩ 農業投資価格超過額の合計額		
	⑪ 取得した財産等の農業投資価格超過額		
	⑫ あん分額（⑨×⑪÷⑩）		
⑬ 農業投資価格に基づく算出税額（⑧＋⑫）			

(2) 農業投資価格に基づく相続税の総額の計算明細

区分		当初課税額（　　）額	更正額
① 農業投資価格に基づく取得財産価額の合計額（注２）	農業相続人	円	円
	その他の人		
② 債務控除の合計額			
③ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額			
④ 課税価格の合計額			
⑤ 法定相続人の数		人	人
⑥ 遺産に係る基礎控除額		円	円
⑦ 計算の基礎となる金額（④－⑥）			
⑧ 農業投資価格に基づく相続税の総額			

（注１）　この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

（注２）　(1)の①及び(2)の①の金額は、相続財産評価額及び財産の価額を含みます。

（　）枚のうち（　）枚目

（資4－75－4－A4統一）

改正前

（通知用）

相続税の更正通知書（付表）

租税特別措置法第70条の６（農地等についての相続税の納税猶予）の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細表

(1) 算出税額の計算明細

区分		当初課税額（　　）額	更正額
① 農業投資価格に基づく取得財産の価額（注２）	農業相続人の場合	円	円
	その他の人の場合		
② 債務控除額			
③ 純資産価額（①－②）			
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑤ 課税価格（③＋④）			
⑥ 農業投資価格に基づく相続税の総額（(2)の㉙）			
⑦ 同上のあん分割合			
⑧ 算出税額（⑥×⑦）			
農業相続人の農業投資価格超過額に対する税額	⑨ 相続税の総額の差額（本表(1)の⑧－上段⑧）		
	⑩ 農業投資価格超過額の合計額		
	⑪ 取得した財産等の農業投資価格超過額		
	⑫ あん分額（⑨×⑪÷⑩）		
⑬ 農業投資価格に基づく算出税額（⑧＋⑫）			

(2) 農業投資価格に基づく相続税の総額の計算明細

区分		当初課税額（　　）額	更正額
① 農業投資価格に基づく取得財産価額の合計額（注２）	農業相続人	円	円
	その他の人		
② 債務控除の合計額			
③ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額			
④ 課税価格の合計額			
⑤ 法定相続人の数		人	人
⑥ 遺産に係る基礎控除額		円	円
⑦ 計算の基礎となる金額（④－⑥）			
⑧ 農業投資価格に基づく相続税の総額			

（注１）　この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

（注２）　(1)の①及び(2)の①の金額は、相続財産評価額及び財産の価額を含みます。

（　）枚のうち（　）枚目

（資4－75－4－A4統一）

改　正　後

（通知用）

相続税の更正通知書（付表２）

（租税特別措置法第 70 条の７の２（非上場株式等についての相続税の納税猶予）及び同法第 70 条の７の４（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細書）

１　株式等納税猶予税額の基となる相続税の税額の計算

(1) 「特定価額に基づく相続税課税価格」等の計算		
区　分	当初（　　）税額	更正額
① 特例（相続）非上場株式等の価額	円	円
② 認定承継相続人等及び認定相続承継受贈者（以下「認定承継人」という。）に係る株式及び株式等の価額		
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）		
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）		
⑤ 認定承継人以外の相続人等の相続税課税価格の合計額		
⑥ 債務控除額		
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）		
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）		

(2) 「特定価額に基づく相続税の税額」等の計算（更正額）					
⑨	⑩	特定価額に基づく相続税の税額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の税額の計算	
認定承継人の氏名	被相続人	特定相続分に応ずる取得金額（⑦×⑩）	相続税の税額の基となる税額	特定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）	相続税の税額の基となる税額
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
特定相続分の合計	1	⑪相続税の税額(⑫の合計額)	⑫	⑪相続税の税額(⑭の合計額)	⑭

２　株式等納税猶予税額の計算

区　分	当初（　　）税額	更正額
① 認定承継人の相続税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
② 特定価額に基づく認定承継人の算出税額（①の⑪／①の(⑪＋⑭)）（当初税額（　　）税）欄については更正前における申告書第８の２表等の税額の金額）		
③ 特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）		
a （②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく認定承継人の算出税額（①の⑭×①の⑭／①の（⑪＋⑭））（当初税額（　　）税）欄については更正前における申告書第８の２表等の税額の金額）		
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）		
b （④＋⑤－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
⑥ 認定承継人の相続税額に基づく算出税額（赤字の場合は０）		
⑦ （①－a－b－⑥）の金額（赤字の場合は０）		
⑧ （a－b－⑦）の金額（赤字の場合は０）		
⑨ 特例（相続）非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額		
イ （会社名）　　に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額／①の⑪）（100円未満切捨て）		
ロ （会社名）　　に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額／①の⑪）（100円未満切捨て）		
ハ （会社名）　　に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額／①の⑪）（100円未満切捨て）		
⑩ 株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）		

（　）枚のうち（　）枚目

（資４－75－６－Ａ４統一）

改　正　前

（新規）

改正後

平成□□年分贈与税の申告書

FD4723

提出用

住所 〒（電話 － －）

フリガナ（カッコ内は、カナで記入してください。）

氏名 ㊞

生年月日 □年□月□日 職業

現況 1 大正 2 昭和 3 平成 4

税務署整理欄（記入しないでください。）

税務署名 名簿

申告書提出年月日 財産 事業

送付等延長期限 税目 処理 年

出国年月日 コード 部門 通

死亡年月日 関与区分 年 修正 回

（単位は円）

第一表（平成21年分以降用）（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一緒に提出してください。）

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	受贈した金銭等の内訳 住宅用家屋の新築・取得・増築・改築等 / 住宅用家屋の新築・取得・増築・改築等以外	財産を取得した年月日 財産の種類
住所 / フリガナ 氏名 続柄 / 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	円 / 円	平成 年 月 日
住所 / フリガナ 氏名 続柄 / 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	円 / 円	平成 年 月 日
住所 / フリガナ 氏名 続柄 / 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	円 / 円	平成 年 月 日
住所 / フリガナ 氏名 続柄 / 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	円 / 円	平成 年 月 日

財産の価額の合計額（課税価格）	①	
配偶者控除額（□居住用不動産の価額の合計額 □居住用不動産以外の財産の価額の合計額）	②	
基礎控除額	③	1,100,000
②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）（1,000円未満切捨て）	④	000
④に対する税額	⑤	
外国税額の控除額	⑥	
差引税額（⑤－⑥）	⑦	

相続時精算課税分（「贈与税額」のみを書きますが、②及び③欄の記入の必要はありません。ただし、「相続時精算課税分」の申告をする方は、第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑧の金額の合計額）	⑧	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑨の金額の合計額）	⑨	

課税価格の合計額（⑦＋⑧）	⑩	
差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））（100円未満切捨て）	⑪	00
農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑭の金額）	⑫	00
株式等納税猶予税額（「株式等の贈与税の納税猶予税額の計算書（第6表）」の⑭の金額）	⑬	00
申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	00
この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪－第二表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪）	⑮	00
この申告書が修正申告書である場合 申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑭－第二表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭）	⑯	00

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 ㊞

□ 税理士法第30条の書面提出有

□ 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印 年 月 日

確認者 ㊞

（第5－19－1－1－A4統一）（平21.10）

改正前

平成□□年分贈与税の申告書

FD4722

提出用

住所 〒（電話 － －）

フリガナ（カッコ内は、カナで記入してください。）

氏名 ㊞

生年月日 □年□月□日 職業

現況 1 大正 2 昭和 3 平成 4

税務署整理欄（記入しないでください。）

税務署名 名簿

申告書提出年月日 財産 事業

送付等延長期限 税目 処理 年

出国年月日 コード 部門 通

死亡年月日 関与区分 年 修正 回

（単位は円）

第一表（平成20年分以降用）（相続時精算課税の申告は申告書第二表と一緒に提出してください。）

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	受贈した金銭等の内訳 住宅用家屋の新築・取得・増築・改築等 / 住宅用家屋の新築・取得・増築・改築等以外	財産を取得した年月日 財産の種類
住所 / フリガナ 氏名 続柄 / 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	円 / 円	平成 年 月 日
住所 / フリガナ 氏名 続柄 / 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	円 / 円	平成 年 月 日
住所 / フリガナ 氏名 続柄 / 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	円 / 円	平成 年 月 日
住所 / フリガナ 氏名 続柄 / 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	円 / 円	平成 年 月 日

財産の価額の合計額（課税価格）	①	
配偶者控除額（□居住用不動産の価額の合計額 □居住用不動産以外の財産の価額の合計額）	②	
基礎控除額	③	1,100,000
②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）（1,000円未満切捨て）	④	000
④に対する税額	⑤	
外国税額の控除額	⑥	
差引税額（⑤－⑥）	⑦	

相続時精算課税分（「贈与税額」のみを書きますが、②及び③欄の記入の必要はありません。ただし、「相続時精算課税分」の申告をする方は、第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑧の金額の合計額）	⑧	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑨の金額の合計額）	⑨	

課税価格の合計額（⑦＋⑧）	⑩	
差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））（100円未満切捨て）	⑪	00
納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑭の金額）	⑫	00
申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫）	⑬	00
この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪－第二表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪）	⑭	00
この申告書が修正申告書である場合 申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑬－第二表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑬）	⑮	00

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 ㊞

□ 税理士法第30条の書面提出有

□ 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印 年 月 日

確認者 ㊞

（第5－19－1－1－A4統一）（平20.10）

改　正　後

平成□□年分贈与税の申告書

第一表（平成20年分以降用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

控用

住所　〒　（電話　－　－　）

フリガナ　※フリガナは、必ず記入してください。

氏名　㊞

生年月日　□□□年□□月□□日　□職業

明治1　大正2　昭和3　平成4

（単位は円）

I 暦年課税分

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	贈与を受けた財産の明細 種類	所在場所	数量	価額	税額	財産を取得した年月日 財産の価額
住所 フリガナ　氏名　続柄 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日					円	平成□□年□□月□□日
住所 フリガナ　氏名　続柄 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日					円	平成□□年□□月□□日
住所 フリガナ　氏名　続柄 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日					円	平成□□年□□月□□日
住所 フリガナ　氏名　続柄 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日					円	平成□□年□□月□□日

税分

財産の価額の合計額（課税価格）	①	
配偶者控除額（□あなたが配偶者である場合に限り、その中から控除されます。・・・・・・・・・・・・・・□あなたが配偶者でない場合は、初めて贈与税の申告書を提出する場合に限り、その中から控除されます。）（税務署処理欄）円	②	
基礎控除額	③	1100000
②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）（1,000円未満切捨て）	④	000
④に対する税額（「贈与税の税率の速算表」を使って計算します。なお、平成17年分以前の税率表を使って計算する場合や、「贈与税の税率の特例」を使って計算する場合には、「贈与税の税率の特例」の欄を参照してください。）	⑤	
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を納められたときに記入します。）	⑥	
差引税額（⑤－⑥）	⑦	

相続時精算課税分（「相続税分」のみ申告される方は、⑧および⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

II 特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の㊷の金額の合計額）	⑧	
II 特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の㊸の金額の合計額）	⑨	

III 課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
III 差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））（100円未満切捨て）	⑪	00
III 農地等納税猶予税額（「農地等に係る相続税納税猶予税額の計算書」の㊷の金額）	⑫	00
III 株式等納税猶予税額（「株式等に係る相続税納税猶予税額の計算書」の㊷の金額）	⑬	00
III 申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	00
この申告書が修正申告書である場合　差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪－第二表「平成□□年分贈与税の修正申告書（控用）」の㊷）	⑮	00
この申告書が修正申告書である場合　申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑭－第二表「平成□□年分贈与税の修正申告書（控用）」の㊹）	⑯	00

㊞ 税理士法第30条の書面提出有　□ 税理士法第33条の2の書面提出有

（資5－10－1－2－A4横－）（平20.10）

改　正　前

平成□□年分贈与税の申告書

第一表（平成20年分以降用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

控用

住所　〒　（電話　－　－　）

フリガナ　※フリガナは、必ず記入してください。

氏名　㊞

生年月日　□□□年□□月□□日　□職業

明治1　大正2　昭和3　平成4

（単位は円）

I 暦年課税分

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	贈与を受けた財産の明細 種類	所在場所	数量	価額	税額	財産を取得した年月日 財産の価額
住所 フリガナ　氏名　続柄 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日					円	平成□□年□□月□□日
住所 フリガナ　氏名　続柄 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日					円	平成□□年□□月□□日
住所 フリガナ　氏名　続柄 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日					円	平成□□年□□月□□日
住所 フリガナ　氏名　続柄 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日					円	平成□□年□□月□□日

税分

財産の価額の合計額（課税価格）	①	
配偶者控除額（□あなたが配偶者である場合に限り、その中から控除されます。・・・・・・・・・・・・・・□あなたが配偶者でない場合は、初めて贈与税の申告書を提出する場合に限り、その中から控除されます。）（税務署処理欄）円	②	
基礎控除額	③	1100000
②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）（1,000円未満切捨て）	④	000
④に対する税額（「贈与税の税率の速算表」を使って計算します。なお、平成17年分以前の税率表を使って計算する場合や、「贈与税の税率の特例」を使って計算する場合には、「贈与税の税率の特例」の欄を参照してください。）	⑤	
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を納められたときに記入します。）	⑥	
差引税額（⑤－⑥）	⑦	

相続時精算課税分（「相続税分」のみ申告される方は、⑧および⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

II 特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の㊷の金額の合計額）	⑧	
II 特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の㊸の金額の合計額）	⑨	

III 課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
III 差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））（100円未満切捨て）	⑪	00
III 納税猶予税額（「農地等に係る相続税納税猶予税額の計算書」の㊷の金額）	⑫	00
III 申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫）	⑬	00
この申告書が修正申告書である場合　差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪－第二表「平成□□年分贈与税の修正申告書（控用）」の㊷）	⑭	00
この申告書が修正申告書である場合　申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑬－第二表「平成□□年分贈与税の修正申告書（控用）」の㊹）	⑮	00

㊞ 税理士法第30条の書面提出有　□ 税理士法第33条の2の書面提出有

（資5－10－1－2－A4横－）（平20.10）

改正後

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成____年分）

第一表の付表一（平成21年分以降用）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の名称又は氏名（法人番号又は個人番号）（　　）

1 委託者

住所		氏名	（フリガナ）	生年月日	年　月　日
					明治1、大正2、昭和3、平成4

2 信託の明細

番号	信託の名称	所在地（信託の受託者が2以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）	受益者の氏名、住所（相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限ります。）
1			
2			
3			

3 信託に関する権利の明細

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	財産価額	あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額
					相続税法第22条適用財産	倍数		
							円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							①	②
上記信託に対する外国税額控除額の総与税額				その金額のうち、相続税法第9条の4第1項の規定により、あなたが受託した信託財産に係る部分の金額（相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限ります。）を控除した金額			③	

（注）1 「番号」欄は、記載する資産に関する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。
2 「財産価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に関する負債がある場合は、その信託財産に関する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。
3 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

4 贈与税額等の計算

④ 信託に関する権利の価額の合計額（①欄の金額）	⑤ ②欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額	⑥ 贈与税の額（④×⑤÷④）	⑦ 外国税額控除後の贈与税額（⑥－③）	⑧ 控除される法人税等に相当する額（⑦欄の金額）	⑨ 差引税額（⑦－⑧）
円	円	円	円	円	円

（注）1 ④欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に関する資産の価額（信託財産に関する負債がある場合は、その信託財産に関する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
2 ⑧欄は、「5 控除される法人税等に相当する額の計算」により算出した控除される法人税等に相当する額（⑧欄の金額）を記入します。
3 ⑨欄の金額（⑦－⑧）がマイナスとなるときは「0」と記入します。
4 ⑨欄の金額を贈与税申告書第一表の⑰欄に転記します。なお、この明細書を複数作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税申告書第一表の⑰欄に転記します。
5 信託の受託者が1人の場合には、⑨欄と⑰欄の額は、同じになります。

5 控除される法人税等に相当する額の計算

法人税及び地方法人税の額の控除となる税額の計算				⑩ 他の資産に基づく法人税額
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額（④欄の金額）	贈与税課税事業税等相当額 ⑪ 他の金額に基づく事業税の額	⑫ 他の金額に基づく地方法人特別税の額	⑬ 法人税及び地方法人税の額控除額の合計額（⑪＋⑫）	
円	円	円	円	円
⑭ ⑩の金額に基づく事業税の額	⑮ ⑪の金額に基づく地方法人特別税の額	⑯ ⑩の金額に基づく道府県民税の額	⑰ ⑩の金額に基づく市町村民税の額	⑱ 法人税額に相当する額（⑭＋⑮＋⑯＋⑰）
円	円	円	円	円

（注）1 ⑪又は⑭の各欄は、⑩又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
2 ⑫又は⑮の各欄は、⑪又は⑪の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
3 ⑯欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
4 ⑰又は⑰の各欄は、⑩欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

（資5－39－1－A4統一）（平21.10）

改正前

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成____年分）

第一表の付表一（平成20年分以降用）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。

受託者の名称又は氏名（法人番号又は個人番号）（　　）

1 委託者

住所		氏名	（フリガナ）	生年月日	年　月　日
					明治1、大正2、昭和3、平成4

2 信託の明細

番号	信託の名称	所在地（信託の受託者が2以上である場合は、その他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）	受益者の氏名、住所（相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限ります。）
1			
2			
3			

3 信託に関する権利の明細

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額
					相続税法第22条適用財産	倍数		
							円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							①	②
上記信託に対する外国税額控除額の総与税額				その金額のうち、相続税法第9条の4第1項の規定により、あなたが受託した信託財産に係る部分の金額（相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限ります。）を控除した金額			③	

（注）1 「番号」欄は、記載する資産に関する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。
2 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に関する負債がある場合は、その信託財産に関する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。
3 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

4 贈与税額等の計算

④ 信託に関する権利の価額の合計額（①欄の金額）	⑤ ②欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額	⑥ 贈与税の額（④×⑤÷④）	⑦ 外国税額控除後の贈与税額（⑥－③）	⑧ 法人税等控除額（他欄の金額）	⑨ 差引税額（⑦－⑧）
円	円	円	円	円	円

（注）1 ④欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に関する資産の価額（信託財産に関する負債がある場合は、その信託財産に関する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
2 ⑧欄は、「5 法人税等の額の計算」により算出した法人税等控除額（⑧欄の金額）を記入します。
3 ⑨欄の金額（⑥－⑧）がマイナスとなるときは「0」と記入します。
4 ⑨欄の金額を贈与税申告書第一表の⑰欄に転記します。なお、この明細書を複数作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税申告書第一表の⑰欄に転記します。
5 信託の受託者が1人の場合には、⑨欄と⑰欄の額は、同じになります。

5 法人税等の額の計算

法人税及び地方税の額の控除となる税額の計算			⑩ 他の資産に基づく法人税の額
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額（④欄の金額）	⑪ 他の金額に基づく事業税の額（贈与税課税事業税等）	⑫ 法人税及び地方税の額控除額の合計額（⑪＋⑫）	
円	円	円	円
⑬ ⑩の金額に基づく事業税の額	⑭ ⑪の金額に基づく道府県民税の額	⑮ ⑪の金額に基づく市町村民税の額	⑯ 法人税額控除額（⑬＋⑭＋⑮）
円	円	円	円

（注）1 ⑬又は⑪の各欄は、⑩又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
2 ⑭欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
3 ⑮又は⑪の各欄は、⑩欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

（資5－39－1－A4統一）（平20.10）

贈与税額は記入しないでください。

改正後

6 信託財産責任負担債務の額の計算

① 贈与税に対する贈与税額（第2表⑭の金額）	法人税及び事業税の額の基となる信託の計算					⑧ ⑦の信託に基づく法人税の額
	⑦ 信託に係る権利の合計額（第2表⑬の金額）	相続税法第9条の4第1項関係		⑨ 法人税及び事業税の基となる金額（⑦－⑧－⑨）		
		⑩ ⑦の信託に基づく事業税の額	⑪ ⑦の信託に基づく地方法人税の額			
円	円	円	円	円		円

⑦ ⑦の信託に基づく事業税の額	⑧ ⑦の信託に基づく地方法人税の額	⑨ ⑦の信託に基づく道府県民税の額	⑩ ⑦の金額に基づく市町村民税の額
円	円	円	円

⑪ 法人税等に相当する額（⑨＋⑩＋⑪）	⑫ （⑦－⑪）の金額
円	円

番号	⑬ 上記⑤欄の金額	⑭ ⑥欄の金額のうちあなたが受託した各信託ごとの価額の合計額	⑮ （⑭×⑫÷⑦）の金額	⑯ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑰ 信託財産責任負担債務の額（⑮－⑯）
	円	円	円	円	円

（注）1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。

2 「番号」欄には、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。

3 ⑦又は⑧の各欄は、⑦又は⑧の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。

4 ⑧又は⑨の各欄は、⑦又は⑧の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税等相当額」を記入します。

5 ⑨欄は、⑦欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

6 ⑩又は⑪の各欄は、⑨欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

7 ⑪欄の金額（⑩＋⑪）がマイナスとなるときは「0」と記入します。

8 ⑫欄は、⑦欄の金額のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に係る資産の価額（信託財産に係る負債がある場合は、その信託財産に係る資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。

9 ⑬欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。

10 ⑰欄の金額（⑮－⑯）がマイナスとなるときは「0」と記入します。

11 上記に記入しきれないときは、別紙の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。
各欄の記載については、各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。

2 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

3 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した（している）受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる、信託に関する権利をいいます。以下同じ。）のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した（している）受益者等が存しない信託についても記入してください。

なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。

また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者（信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等）の氏名及び住所を記入してください。

4 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。

なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「国外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。

5 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した（している）受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。

作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑭」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑭」欄に転記します。

6 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。

7 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改正前

6 信託財産責任負担債務の額の計算

① 贈与税に対する贈与税額（第2表⑭の金額）	法人税及び事業税の額の基となる信託の計算			
	⑦ 信託に関する権利の合計額（第2表⑬の金額）	⑧ ⑦の信託に基づく事業税の額（地方税法の規定による税額控除後）	⑨ 法人税及び事業税の額の基となる金額（⑦－⑧）
円	円	円	円
⑩ ⑨の信託に基づく法人税の額	⑪ ⑦の信託に基づく事業税の額	⑫ ⑦の金額に基づく道府県民税の額	⑬ ⑦の金額に基づく市町村民税の額
円	円	円	円
⑭ 法人税等相当額（⑩＋⑪＋⑫＋⑬）	⑮ （⑦－⑭）の金額		
円	円		

番号	⑯ 上記⑤欄の金額	⑰ ⑥欄の金額のうちあなたが受託した各信託ごとの価額の合計額	⑱ （⑰×⑮÷⑦）の金額	⑲ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑳ 信託財産責任負担債務の額（⑱－⑲）
	円	円	円	円	円

（注）1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。

2 「番号」欄には、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。

3 ⑦又は⑧の各欄は、⑦又は⑧の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。

4 ⑧欄は、⑦欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

5 ⑨又は⑩の各欄は、⑧欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

6 ⑪欄の金額（⑩＋⑪）がマイナスとなるときは「0」と記入します。

7 ⑫欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に係る資産の価額（信託財産に係る負債がある場合は、その信託財産に係る資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。

8 ⑬欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。

9 ⑳欄の金額（⑱－⑲）がマイナスとなるときは「0」と記入します。

10 上記に記入しきれないときは、別紙の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。
各欄の記載については、各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。

2 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

3 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した（している）受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる、信託に関する権利をいいます。以下同じ。）のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した（している）受益者等が存しない信託についても記入してください。

なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。

また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者（信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等）の氏名及び住所を記入してください。

4 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。

なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「国外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。

5 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した（している）受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。

作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税申告書第一表の「⑭」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税申告書第一表の「⑭」欄に転記します。

6 「5 控除する法人税等の額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。

7 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改　正　後

人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成＿＿年分）

第一表の付表二（平成21年分以降用）

贈与者の氏名	
人格のない社団又は財団の名称（法人整理番号）	（　　）

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1　贈与により取得した財産の明細等

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量（異動前残高／異動数）	単価（評価単位／価額）	価額	外国税額控除額
1							円	円
2								
3								
4								
5								
↑ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、書かないでください。					合計額	①		②
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額						③		④
基礎控除後の課税価格に対する税額（①の金額から、法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額（③の金額）を控除した金額（千円未満切捨て）に対する税額）						⑤	円	

2　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算

⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額（③の金額）	⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額	⑧ ⑥の価額に基づく地方法人特別税の額	⑨ 控除控除事業税等相当額（⑦＋⑧）
円	円	円	円
⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑥－⑨）	⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額	⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額	⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額
円	円	円	円
⑭ ⑪の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑮ ⑪の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑯ 法人税等に相当する額（⑨＋⑬＋⑭＋⑮）	
円	円	円	

3　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算

⑰ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する控除税額（⑤×⑩÷⑥）	⑱ 法人税等に相当する額（⑯の金額）	⑲ 限度額（⑰の金額と⑱の金額とのうちいずれか少ない方の金額）
円	円	円

4　差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算

⑳ 基礎控除後の課税価格に対する税額（⑤の金額）	㉑ 外国税額控除額（④の金額）	㉒ 控除する法人税等に相当する額（⑲の金額）	㉓ 差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑳－㉑－㉒）
円	円	円	円

（資5－59－3－A4統一）（平21.10）

改　正　前

人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成＿＿年分）

第一表の付表二（平成20年分用）

贈与者	
人格のない社団又は財団の名称（法人整理番号）	（　　）

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をごらんください。

1　贈与により取得した財産の明細等

㊀　平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に贈与により取得した財産の明細
（相続の開始前3年以内の贈与により取得した財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。）

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量（異動前残高／異動数）	単価（評価単位／価額）	価額	外国税額控除額
1							円	円
2								
						合計額	①	②

㊁　平成20年12月1日から平成20年12月31日までの間に贈与により取得した財産の明細
（相続の開始前3年以内の贈与により取得した財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。）

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量（異動前残高／異動数）	単価（評価単位／価額）	価額	外国税額控除額
3							円	円
2								
↑ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、書かないでください。						合計額	③	④
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							⑤	⑥
基礎控除後の課税価格に対する税額（㊀の金額から、法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額（⑤の金額）を控除した金額（千円未満切捨て）に対する税額）							⑦ 円	

2　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算

⑧ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額（⑤の金額）	⑨ ⑧の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑧の価額に基づく地方法人特別税の額	⑪ 控除控除事業税等相当額（⑨＋⑩）
円	円	円	円
⑫ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑧－⑪）	⑬ ⑫の価額に基づく法人税の額	⑭ ⑫の価額に基づく事業税の所得割の額	⑮ ⑫の価額に基づく地方法人特別税の額
円	円	円	円
⑯ ⑬の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑰ ⑬の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑱ 法人税等相当額（⑪＋⑮＋⑯＋⑰）	
円	円	円	

3　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算

⑲ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する控除税額（⑦×⑫÷⑧）	⑳ 法人税等相当額（⑱の金額）	㉑ 限度額（⑲の金額と⑳の金額とのうちいずれか少ない方の金額）
円	円	円

4　差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算

㉒ 基礎控除後の課税価格に対する税額（⑦の金額）	㉓ 外国税額控除額（③＋④の金額）	㉔ 控除する法人税等に相当する額（㉑の金額）	㉕ 差引税額の合計額（納付すべき税額）（㉒－㉓－㉔）
円	円	円	円

※印欄は記入しないでください。

（資5－59－3－A4統一）（平20.10）

改正後

書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

1　「人格のない社団又は財団の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。

2　「1　贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。

(1)　「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税課税額」、「単価」、「価額」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第 1 表に準じて記入してください。

(2)　「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。

3　「2　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。

(1)　「⑥」の欄には、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（⑤の金額）を記入します。

(2)　「⑦」、「⑧」欄には、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(3)　「⑨」、「⑩」及び「⑪」欄には、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(4)　「⑫」、「⑬」の欄には、「⑨」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。

4　「3　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。

5　「4　差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。

「⑭」欄の金額を贈与税の申告書第 1 表の「⑥」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「⑭」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑥」欄に転記します。

改正前

書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

1　「人格のない社団又は財団の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団又は財団の名称を記入してください。

2　「1　贈与により取得した財産の明細等」は、この明細書を提出する人格のない社団等が贈与により取得した財産の明細等を「平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日までの間に贈与により取得した財産」と「平成 20 年 12 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に贈与により取得した財産」とに分けて、次により記入してください。なお、記入しきれないとき は、別紙の用紙に贈与により取得した財産の明細を記入して添付してください。

(1)　「イ」平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日までの間に贈与により取得した財産の明細」欄には、贈与に係る財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合には、その財産については記入する必要はありません。

(2)　「ロ」平成 20 年 12 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に贈与により取得した財産の明細」欄には、贈与に係る財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるか否かにかかわらず、この明細書に記載した贈与者から贈与により取得したすべての財産を記入します。

(3)　「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。

3　「2　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。

(1)　「⑥」の欄には、平成 20 年 12 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（⑤の金額）を記入します。

(2)　「⑦」、「⑧」欄には、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(3)　「⑨」、「⑩」及び「⑪」欄には、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(4)　「⑫」、「⑬」の欄には、「⑨」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。

4　「3　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。

5　「4　差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。

「⑭」欄の金額を贈与税申告書第 1 表の「⑥」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「⑭」欄の合計額を贈与税申告書第一表の「⑥」欄に転記します。

改正後	改正前
提出用	（新規）

平成２１年分贈与税の申告書　（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

第一表の二（平成21年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

受贈者の氏名

私は、次の贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。

（単位は円）

住宅取得等資金の明細

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭　年　月　日		平成　年　月　日 平成　年　月　日
住宅取得等資金の合計額 ㉝		
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭　年　月　日		平成　年　月　日 平成　年　月　日
住宅取得等資金の合計額 ㉞		

贈与者別の非課税の適用を受ける金額（㊲と㊳の合計額550万円を超えないように㊲と㊳を記入します。）

㊲のうち非課税の適用を受ける金額	㊲	
㊳のうち非課税の適用を受ける金額	㊳	
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（㊲＋㊳）（最高500万円）	㊴	

住宅取得等資金のうち贈与税の課税価格に算入される金額の計算

㊲のうち課税価格に算入される金額（㊲－㊲） （㊲に係る贈与者の「財産の種類」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊵	
㊳のうち課税価格に算入される金額（㊳－㊳） （㊳に係る贈与者の「財産の種類」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊶	
翌年に繰り越される非課税額（500万円－㊴）	㊷	

㊲又は㊳に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㊲又は㊳の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		確認	

※印欄には記入しないでください。

（表５－10－１－２－Ａ４横－）（平21.10）

改正後	改正前
第一表の二（平成21年分用）この用紙は**使用**です。申告には必ず**使用**を使ってください。	（新規）

平成２１年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者の氏名

住宅取得等資金の非課税分

私は、次の贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭　年　月　日		平成　年　月　日 円 平成　年　月　日 円
住宅取得等資金の合計額 ㉝		円
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭　年　月　日		平成　年　月　日 円 平成　年　月　日 円
住宅取得等資金の合計額 ㉞		円

贈与者別の非課税の適用を受ける金額（㉝と㉞の合計額が500万円を超えないように㉝と㉞を記入します。）

㉝のうち非課税の適用を受ける金額	㊲	円
㉞のうち非課税の適用を受ける金額	㊳	円
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（㊲＋㊳）（最高500万円）	㊴	円

住宅取得等資金のうち贈与税の課税価格に算入される金額の計算

㉝のうち課税価格に算入される金額（㉝－㊲） （㉝に係る贈与者の「財産の種類」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊵	円
㉞のうち課税価格に算入される金額（㉞－㊳） （㉞に係る贈与者の「財産の種類」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊶	円
翌年に繰り越される非課税額（500万円－㊴）	㊷	円

㉝又は㉞に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者欄（「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㉝又は㉞の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとしてあらえません。

（資５－10－１－４－Ａ４横－）（平21.10）

改正後

提出用

平成□□ 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

受贈者の氏名

第二表（平成21年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

次の規定の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税制度の適用を受けます。

□ 私は、租税特別措置法第70条の3の2第1項の規定による住宅資金等贈与の特例の適用を受けます。

（単位は円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細					財産を取得した年月日
	種類	細目	所在場所等	数量	価額	財産の価額
住所					円	平成 年 月 日
				円	円	
フリガナ 氏名					円	平成 年 月 日
				円	円	
続柄 年 月 日 年 月 日 └─明治1、大正2、昭和3					円	平成 年 月 日
				円	円	

課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）	⑰	
	㊱のうち　住宅取得等資金の額	⑱	
	㊱のうち　住宅取得等資金以外の額（㊱－㊲）	⑲	
住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑳	
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳）	㉑	
	住宅資金特別控除額（㊲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒	
特別控除額の計算	⑰の控除後の課税価格（⑰－㉒）	㉓	
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉔	
	特別控除額の残額（2,500万円－㉔）	㉕	
	特別控除額（㉓の金額と㉕の金額のいずれか低い金額）	㉖	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉓－㉖）	㉗	
税額の計算	㉓の控除後の課税価格（㉓－㉖）（1,000円未満切捨て）	㉘	000
	㉘に対する税額（㉘×20%）	㉙	000
	外国税額の控除額（相続による財産の贈与を受けた場合で、税務当局から通知されたときに記入します。）	㉚	
	差引税額（㉙－㉚）	㉛	

上記㉓及び㉘の金額を適用した申告の状況	申告した税務署名	適用した年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	

└─㉛ 上記の欄に記入しきれないときは、別紙の用紙に記載し提出してください。

税務署整理欄	整理番号		名簿		通信日付印		確認	

※印欄には記入しないでください。　（第5－10－2－1－A4縦－1）（平21.10）

❸ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

改正前

提出用

平成□□ 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

受贈者の氏名

第二表（平成21年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

私は次の規定による適用を受けます（□の中にレ印を記入してください。）。

□租税特別措置法第70条の3第1項（相続時精算課税制度の特例）　□租税特別措置法第70条の3の2第1項（住宅資金等贈与の特例）

□租税特別措置法第70条の3の3第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例）

□相続特別措置法第70条の3の4第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除の特例）

（単位円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細					財産を取得した年月日
	種類	細目	所在場所等	数量	価額	財産の価額
住所					円	平成 年 月 日
				円	円	
フリガナ 氏名					円	平成 年 月 日
				円	円	
続柄 年 月 日 └─明治1、大正2、昭和3					円	平成 年 月 日
				円	円	

課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）	⑯	
	㊱のうち　住宅取得等資金の額	⑰	
	㊱のうち　特定同族株式等の額（一の特定同族法人に係る特定同族株式等の価額の合計額が5億円以上の場合に限ります。）	⑱	
	㊱のうち　住宅取得等資金及び特定同族株式等以外の額（㊱－㊲－㊳）	⑲	
住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑳	
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳）	㉑	
	住宅資金特別控除額（㊲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒	
	翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－⑳－㉒）	㉓	
	特定同族株式等特別控除額（500万円）	㉔	
特別控除額の計算	⑯及び㉔の控除後の課税価格（⑯－㉒－㉔）	㉕	
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉖	
	特別控除額の残額（2,500万円－㉖）	㉗	
	特別控除額（㉕の金額と㉗の金額のいずれか低い金額）	㉘	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉕－㉘）	㉙	
税額の計算	㉕の控除後の課税価格（㉕－㉘）（1,000円未満切捨て）	㉚	000
	㉚に対する税額（㉚×20%）	㉛	000
	外国税額の控除額（相続による財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉜	
	差引税額（㉛－㉜）	㉝	

上記㉕及び㉚の金額を適用した申告の状況	申告した税務署名	適用を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	

└─㉝ 上記の欄に記入しきれないときは、別紙の用紙に記載し提出してください。

税務署整理欄	整理番号		名簿		通信日付印		確認	

※印欄には記入しないでください。　（第5－10－2－1－A4縦－1）（平20.10）

❸ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

改正後

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

第二表（平成21年分以降用）

○この用紙は[使用]です。申告には必ず[提出用]を使ってください。

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください。

□ 租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。

□ 租税特別措置法第70条の3の2第1項の規定による住宅資金贈与特例の特例の適用を受けます。

（単位は円）

相続時精算課税適用者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細 種類 細目 所在場所等 数量 価額	財産を取得した年月日 財産の価額
住所	円 円	平成□□年□□月□□日
フリガナ 氏名	円 円	平成□□年□□月□□日
続柄 年 月 日 □ □□年□□月□□日 ←明治1、大正2、昭和3	円 円	平成□□年□□月□□日

相続時精算課税分

課税価格の計算	財産の価額の合計額（贈与税額）	⑰	
	⑰のうち 住宅取得等資金の額	⑱	
	⑰のうち 住宅取得等資金以外の額（⑰－⑱）	⑲	
住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑳	
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳）	㉑	
	住宅資金特別控除額（⑱の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒	
特別控除額の計算	⑲の控除後の課税価格（⑲－㉒）	㉓	
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉔	
	特別控除額の残額（2,500万円－㉔）	㉕	
	特別控除額（㉓の金額と㉕の金額のいずれか低い金額）	㉖	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉔－㉖）	㉗	
税額の計算	㉓の控除後の課税価格（㉓－㉖）（1,000円未満切捨て）	㉘	
	㉘に対する税額（㉘×20%）	㉙	
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉚	
	差引税額（㉙－㉚）	㉛	

上記㉑及び㉔の金額を適用した申告の状況	申告した税務署名	適用した年分	受贈者の住所及び氏名（相続時精算課税選択届出書）に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	

（注）上記の欄に記入しきれないときは、別紙の用紙に記載し添付してください。

（資5－10－2－2－A4横－1）（平21.10）

❸ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

改正前

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

第二表（平成20年分以前用）

○この用紙は[使用]です。申告には必ず[提出用]を使ってください。

受贈者の氏名

基礎控除額を差引いた残額を記入してください。

□相続時精算課税適用者の特例（租税特別措置法第70条の5第1項）　□相続時精算課税適用者の特例（租税特別措置法第70条の3の2第1項）

□相続時精算課税適用者の特例（租税特別措置法第70条の3の3第1項）　□相続時精算課税適用者の特例（租税特別措置法第70条の3の4第1項）

（単位は円）

相続時精算課税適用者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細 種類 細目 所在場所等 数量 価額	財産を取得した年月日 財産の価額
住所	円 円	平成□□年□□月□□日
フリガナ 氏名	円 円	平成□□年□□月□□日
続柄 年 月 日 □ □□年□□月□□日 ←明治1、大正2、昭和3	円 円	平成□□年□□月□□日

相続時精算課税分

課税価格の計算	財産の価額の合計額（贈与税額）	⑯	
	⑯のうち 住宅取得等資金の額	⑰	
	⑯のうち 特定同族株式等の額 一の特定同族法人に係る特定同族株式等の額等の合計額が5億円を超える場合に取ります。	⑱	
	⑯のうち 住宅取得等資金及び特定同族株式等以外の額（⑯－⑰－⑱）	⑲	
住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑳	
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳）	㉑	
	住宅資金特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒	
	翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－⑳－㉒）	㉓	
	特定同族株式等特別控除額（500万円）	㉔	
特別控除額の計算	⑲及び㉔控除後の課税価格（⑲－㉒－㉔）	㉕	
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉖	
	特別控除額の残額（2,500万円－㉖）	㉗	
	特別控除額（㉕の金額と㉗の金額のいずれか低い金額）	㉘	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉖－㉘）	㉙	
税額の計算	㉕の控除後の課税価格（㉕－㉘）（1,000円未満切捨て）	㉚	
	㉚に対する税額（㉚×20%）	㉛	
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉜	
	差引税額（㉛－㉜）	㉝	

上記㉑及び㉔の金額を適用した申告の状況	申告した税務署名	適用した年分	受贈者の住所及び氏名（相続時精算課税選択届出書）に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	

（注）上記の欄に記入しきれないときは、別紙の用紙に記載し添付してください。

（資5－10－2－2－A4横－1）（平20.10）

❸ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

改正後

死亡した者の平成＿＿年分　贈与税の申告書付表
（兼相続人の代表者指定届出書）

○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

1 死亡した者の住所・氏名等				
住所		氏名	フリガナ	相続開始年月日 平成　年　月　日
2 死亡した者の納める税金（贈与税の申告書第一表の㊀又は㊁の金額）				円・・・・・A
3 相続人等の代表者の指定（相続に基づく義務を履行する代表者を指定するときに記入してください。）				相続人等の代表者の氏名
4 限定承認の有無（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）				限定承認

5 相続人等に関する事項					
(1) 住所	〒	〒	〒	〒	
(2) 氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	
※整理欄（記入しないでください。）					
(3) 被災及び被相続人との続柄	続柄	続柄	続柄	続柄	
(4) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	
(5) 電話番号					
(6) 相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	
(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円	
(8) 各人の(7)の合計	円				
(9) (7)の(8)に対する割合 (7)/(8)					
6 各人の納付税額 A × B（各人の100円未満の端数切捨て）	00円	00円	00円	00円	

（注）「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

（資5－10－4－A4統一）（平21.10）

改正前

死亡した者の平成＿＿年分　贈与税の申告書付表
（兼相続人の代表者指定届出書）

○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

1 死亡した者の住所・氏名等				
住所		氏名	フリガナ	相続開始年月日 平成　年　月　日
2 死亡した者の納める税金（贈与税の申告書第一表の㊀又は㊁の金額）				円・・・・・A
3 相続人等の代表者の指定（贈与税に係する義務を履行する代表者を指定するときに記入してください。）				相続人等の代表者の氏名
4 限定承認の有無（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）				限定承認

5 相続人等に関する事項					
(1) 住所	〒	〒	〒	〒	
(2) 氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	
※整理欄（記入しないでください。）					
(3) 被災及び被相続人との続柄	続柄	続柄	続柄	続柄	
(4) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	
(5) 電話番号					
(6) 相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	
(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円	
(8) 各人の(7)の合計	円				
(9) (7)の(8)に対する割合 (7)/(8)					
6 各人の納付税額 A × B（各人の100円未満の端数切捨て）	00円	00円	00円	00円	

（注）「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

（資5－10－4－A4統一）

改　正　後

書　き　か　た　等

《使用目的等》

1　この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
2　この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
3　死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
4　死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
5　相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
6　一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

1　「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の右側余白部に「（写）」と記入してください。
2　「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
　なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
（1）上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
（2）下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《申告書付表の書きかた》

1　「死亡した者の平成＿＿年分　贈与税の申告書付表」の標題の「＿＿年分」欄
　死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
2　「1　死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
　死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
3　「2　死亡した者の納める税金」欄
　死亡した人の申告書第一表の金額（修正申告の場合には金額）の金額を転記してください。
4　「5　相続人等に関する事項」
　一緒に申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について記入してください。
（1）「住所」欄
　相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地を記入してください。
（2）「氏名」欄
　この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
　なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。
（3）「相続分・・・B」欄
　法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
　なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
（4）「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
　各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
　なお、積極財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
5　「6　各人の納付税額」欄
　この欄には、「2　死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改　正　前

書　き　か　た　等

《使用目的等》

1　この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
2　この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
3　死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
4　死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
5　相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
6　一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

1　「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の右側余白部に「（写）」と記入してください。
2　「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
　なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
(1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
(2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を書くとともに、相続人や包括受遺者の氏名を書く場合にその氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《申告書付表の書きかた》

1　「死亡した者の平成＿＿年分　贈与税の申告書付表」の標題の「＿＿年分」欄
　死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
2　「1　死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
　死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
3　「2　死亡した者の納める税金」欄
　死亡した人の申告書第一表の金額（修正申告の場合には金額）の金額を転記してください。
4　「5　相続人等に関する事項」
　一緒に申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について記入してください。
(1) 「住所」欄
　相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地を記入してください。
(2) 「氏名」欄
　この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
　なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。
(3) 「相続分・・・B」欄
　法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注1）　次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
　なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）　指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
(4) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
　各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
　なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
5　「6　各人の納付税額」欄
　この欄には、「2　死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改　正　後

株式等納税猶予税額の計算書（譲与税）

証券承継受贈者の氏名		譲与者の氏名 （第第「1」表関）	

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2　納税猶予等の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑤欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。

1　特例受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名			⑥ 贈与の時における従業員数		人
② 会社の認定番号（会社の新規税務署名）	（　　署）		⑦ 贈与の時における経営承継受贈者の役職名		
③ 事業種目			⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日		平成　年　月　日
④ 贈与の時における資本金の額	円	⑨ 経営承継大臣の認定の状況	認定年月日		平成　年　月　日
⑤ 贈与の時における資本準備金の額	円		認定番号		

（注）1　②欄は、会社のにその表記を、例えば、「代表取締役」と記入します。なお、代表者に就任のない表記についても、この特例の適用を受けることはできません。
2　③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第4条第1項第7号に掲げる事業に該当するものとして認定承継大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

2　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細

受贈年月日	① 贈与の時における発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（a） （①×2／3） （小数・端数切捨て）	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（b）	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（c）	⑤ 贈与により取得した株式等の数等（d）
・　・	株・口・口	株・口・口	株・口・口	株・口・口	株・口・口

⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額） （イ）a≧b+c の場合　⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 （ロ）a≦b+c の場合　⇒ (a−c) ※ (a−c) >d の場合及び (a−c) が負数の場合は、特例適用不可	⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株（口・円）当たりの価額	⑨ 価額 （⑦×⑧）
株・口・口	株・口・口	円	A　円

（注）1　①から⑨欄までの「株式等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
2　この特例の適用を受けるには、贈与の日に該当する年分にはその全部、贈与の日に該当する年分には (a−c) 分の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
3　⑧欄の金額は、贈与の時に当たる価額を記入します。
4　この明細書は株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、別表「株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この明細書のA欄の金額をその明細書の計算書のA欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の⑨欄に記入します。

3　株式等納税猶予税額の計算

① 上記2の⑨欄「A」の金額	② 基礎控除額	③ （①−②）の金額 （1,000円未満切捨て）	④ ③に対する税率 （株式等納税猶予税額） （100円未満切捨て）
円	1,100,000円	,000円	00円

（注）②欄の金額は、申告書第一表（相続）の税額の「税額控除の金額計」を使って計算します。また、計算により算出された株式等納税猶予税額を「税額表第一表」の⑨欄に記入します。

4　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第3号の規定に基づき、会社が贈与日の属する年分の翌年分の確定申告書に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（贈与者を除く）から現物出資又は贈与により取得した資産の明細等について記入します。なお、この明細書によらず会社が新設作成しその内容を証明した書類を添付しても差しつかえありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・　・						円	
・　・							
・　・							
⑩ 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（⑥の合計額）							
⑪ 会社のすべての資産の価額の合計額（⑩の金額を含みます。）							
⑫ 現物出資等資産の保有割合（⑩／⑪）						%	

上記の明細の内容に相違ありません。　　平成　年　月　日

所在地

会社名

代表者住所

氏名　　印

（注）　この明細書の記載に当たっては裏面の「2」をご覧ください。

※	税務署整理欄	法人番号等番号	—	入力		確認			

（税務署長提出用）　（平成31年）

改　正　前

（新規）

改　正　後	改　正　前
《書きかた等》 1　この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受ける場合に記入します。 　なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。 （1）　異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 （2）　異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 （3）　同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 ※　贈与者が贈与の時において会社の役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。 2　「4　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項 （1）　「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 9 項に定める特別の関係がある者をいいます。 （2）　①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。 　なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。 （3）　②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社のすべての資産の価額の合計額を記入します。 （4）　③欄の保有割合が 70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 （5）　この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。	（新規）

改　正　後	改　正　前
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）	（新規）

被相続税申告書の氏名		この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」を2枚以上作成する必要がある場合に使用します。

1　区分前の株式等納税猶予税額の計算	
①　③「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の税額の合計額	円
②　課税価格総額	1,100,000
③　②の超える額の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）	,000
④　③に対する税額（申告書第一表（投別）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）	
2　区分後の株式等納税猶予税額の計算	
⑤　会社又は持分者ごとの株式等納税猶予税額の計算	

	会社名	持分者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）	
イ			上記1の④× イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の税額 ／ 上記1の①欄の税額	円 00
ロ			上記1の④× ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の税額 ／ 上記1の①欄の税額	00
ハ			上記1の④× ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の税額 ／ 上記1の①欄の税額	00
ニ			上記1の④× ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の税額 ／ 上記1の①欄の税額	00
ホ			上記1の④× ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の税額 ／ 上記1の①欄の税額	00
⑥　区分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）				00

（注）1　上欄の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は持分者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
2　⑥欄の納税猶予税額を「申告書第一表」の該当欄に移記します。

税務署整理欄	入力		確認					

※印欄には記入しないでください。

（第8－11－1－A－45－）　（平21.10）